

広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用に係る関係省令等改正案に対する意見及びそれに対する考え方

意見提出期間:平成25年2月8日(金)から3月11日(月)まで

提出された意見の件数:561件

番号	提出者	提出された意見	意見に対する考え方
1	HD-PLC	これまでの法律では、敷地内でも軒先になれば高速PLCは使用不可で、アプリケーションが非常に制限されたものになっていました。今回の規制緩和により、IEEE 1901(高速PLC)の屋外での利用が一部使用可能になることで、ユーザ様の活用範囲が確実に広がると思います。 ファイアンス会員を代表し、本規制緩和に賛成致します。	賛成意見として承ります。
2	高速電力線通信推進協議会	省令案、告示案に基本的に賛成致します。しかしながら、この案は米国のFCC Part15などと比較して厳しい規制であり、さらなる規制緩和を要望します。今後、海外の標準化の動向、例えばCENELEC規格(EN 50561-1)等を踏まえ、国際的に整合性のある規格となることを要望します。	
3	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会(CIAJ)	電波資源が逼迫する中で多様な伝送技術の適用範囲が拡大することは重要であり、電波利用の展開に向けての施策として、前向きに受け入れたいと考えます。VCCIや人体への影響を考慮した点を盛り込んでおり、規定を満たさない製品および粗悪品などの市場への流通を規制するとともに、利用者が安心して購入し、安全に利用できる点が好ましいと考えます。内蔵一体型の規定を緩和する方向で盛り込んでおり、自由度が拡大しており、利用形態や用途面への柔軟な応用が可能となり、新たな市場創出を期待できる点が好ましいと考えます。	
4	フォックスコン・ジャパン	これまで、屋内でしか高速PLCは使用できませんでしたが、今回の規制緩和により、高速PLCが屋外で利用できることは、消費者にとって、幅広い活用ができることは喜ばしいことです。 本規制緩和は賛成致します。	
5	パナソニックシステムネットワークス	これまでの法律では、敷地内でも軒先になれば高速PLCは使用不可で、非常にアプリケーションが制限されたものになっておりました。今回の規制緩和で、IEEE 1901(高速PLC)の活用範囲である屋外での一部使用が可能になることで、使用するユーザ様への利便性を提供できることなるとおもいます。 海外言うところの、Inhomeの全域でやっとな、使えるということに対し、本案規制値に賛成したいと思います。	
6	アーム株式会社	これまでのPLCは屋内限定でしたので、屋外でも使えるようになるとアプリケーションが広がり、様々なところにPLC技術が使えるようになります。既存のインフラを生かせるIEEE 1901はInternet of Thingsを後押しする技術だと思われるので、今後とも規制緩和を検討ください。	
7	株式会社クールテクノロジーズ	これまでの法律では、敷地内でも軒先になれば高速PLCは使用不可で、非常にアプリケーションが制限されたものになっておりました。今回の規制緩和で、高速PLCが屋外での一部使用が可能になることで、使用するユーザ様への利便性を提供できることなるとおもいます。 海外言うところの、Inhomeの全域でやっとな、使えるということに対し、本案規制値に賛成したいと思います。しかしながら、米国、韓国、中国、欧州では、より自由に使えるのが実情であり、さらなる規制緩和をお願いします。	
8	ローム株式会社	本規制緩和に賛成致します。 これまでの法律では、敷地内であっても軒先になればIEEE1901(高速PLC)は使用不可となっており、用途が制限されたものになっていましたが、今回の規制緩和により、アプリケーションや活用範囲が広がり、ユーザー様での利便性が確実に上がるものと考えております。	
9	ミツミ電機株式会社	本改正内容に関して賛同致します。 現在の適応範囲ではPLCの使用場所が屋内に限定されております。屋外使用への拡張によりコンシューマ、インダストリアル両面において適応範囲が広まりユーザの利便性、市場の拡大の両面において有益な改正であると考えております。	
10	川崎マイクロエレクトロニクス株式会社	これまでの法律では、敷地内でも軒先になれば高速PLCは使用不可で、アプリケーションが非常に制限されたものになっていました。今回の規制緩和により、IEEE 1901(高速PLC)の屋外での利用が一部使用可能になることで、ユーザ様の活用範囲が確実に広がると思います。これは、海外で言うところの「In-Homeの全域」でようやく、利用が可能となることですので、本案規制値に賛成したいと思います。 しかしながら、米国、韓国、中国、欧州をはじめ、多くの国では、より自由に高速PLCを使えるのが実情であり、このような、世界的にも非常に厳しい規制は、世界的には受け入れられないものと考えます。併せて、すみやかにスマートメータ向けブルーシート向けに更なる緩和を要望します。緩和に際しては、国際標準化動向、具体的には欧州(CENELEC)の標準化方式(固定ノッチ&ダイナミックノッチ、等)に準拠した規制方法とすべきと考え、早急の緩和を要望します。 現在、欧州(CENELEC)では、新たな共存技術を導入した規制方式が検討されており、日本も、今後は、このような考え方を導入され、高速PLCの世界におきましても日本の産業界が、技術的にも、事業的にも、世界の先頭を走れるような法整備の充実を期待しております。	
11	Kawasaki Microelectronics America Inc.	これまでの法律では、敷地内でも軒先になれば高速PLCは使用不可で、アプリケーションが非常に制限されたものになっていました。今回の規制緩和により、IEEE 1901(高速PLC)の屋外での利用が一部使用可能になることで、ユーザ様の活用範囲が確実に広がると思います。これは、海外で言うところの「In-Homeの全域」でようやく、利用が可能となることですので、本案規制値に賛成したいと思います。 しかしながら、米国、韓国、中国、欧州をはじめ、多くの国では、より自由に高速PLCを使えるのが実情であり、このような、世界的にも非常に厳しい規制は、世界的には受け入れられないものと考えます。併せて、すみやかにスマートメータ向けブルーシート向けに更なる緩和を要望します。緩和に際しては、国際標準化動向、具体的には欧州(CENELEC)の標準化方式(固定ノッチ&ダイナミックノッチ、等)に準拠した規制方法とすべきと考え、早急の緩和を要望します。 現在、欧州(CENELEC)では、新たな共存技術を導入した規制方式が検討されており、日本も、今後は、このような考え方を導入され、高速PLCの世界におきましても日本の産業界が、技術的にも、事業的にも、世界の先頭を走れるような法整備の充実を期待しております。	
12	株式会社メガチップス	これまでの法律では、敷地内でも軒先になれば高速PLCは使用不可で、アプリケーションが非常に制限されたものになっていました。今回の規制緩和により、IEEE 1901(高速PLC)の屋外での利用が一部使用可能になることで、ユーザ様の活用範囲が確実に広がると思います。これは、海外で言うところの「In-Homeの全域」でようやく、利用が可能となることですので、本案規制値に賛成したいと思います。 しかしながら、米国、韓国、中国、欧州をはじめ、多くの国では、より自由に高速PLCを使えるのが実情であり、このような、世界的にも非常に厳しい規制は、世界的には受け入れられないものと考えます。併せて、すみやかにスマートメータ向けブルーシート向けに更なる緩和を要望します。緩和に際しては、国際標準化動向、具体的には欧州(CENELEC)の標準化方式(固定ノッチ&ダイナミックノッチ、等)に準拠した規制方法とすべきと考え、早急の緩和を要望します。現在、欧州(CENELEC)では、新たな共存技術を導入した規制方式が検討されており、日本も、今後は、このような考え方を導入され、高速PLCの世界におきましても日本の産業界が、技術的にも、事業的にも、世界の先頭を走れるような法整備の充実を期待しております。	

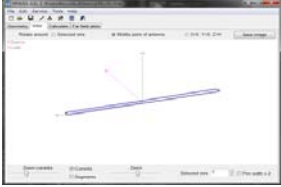
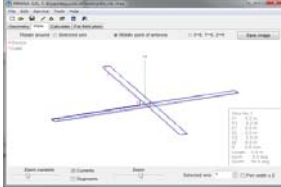
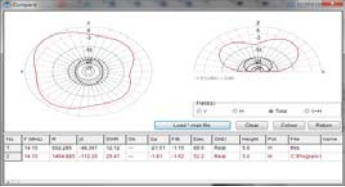
13	ホシデン株式会社	敷地内の軒先で高速PLCが利用可能になると、いろいろなアプリケーションへの展開が可能になると考えています。従いまして、本規制緩和に賛成致します。 日本の産業界が、技術的にも、世界的先頭を走れるような法整備の充実を期待しています。
14	Egretcom株式会社	これまで、2MHz以上を使用していた高速PLCは使用が屋内に限定されていたため、各家庭の電力メーターと家電機器との間の通信が認定範囲外となり使用不可でした。 そのため、スマートグリッドで使用する、HEMS(ホームエネルギー管理システム)に高速PLCを適用できなかったのですが、今回の規制緩和により、IEEE 1901(高速PLC)の屋外での利用が使用可能になることで、ECONET-liteへの適用が可能となります。 家庭内の雑音は、低周波領域に集中して分布するため、高周波を使用するIEEE 1901は、雑音が少ない帯域で動作しますからECHONET-liteのPLC通信の誤り率が下がり、本格的なHEMSへのPLC適用が一層確実にあります。 弊社は本規制緩和に賛成致します。
15	渦潮電機株式会社	この度の改正により、高速電力線通信という非常に有望な技術の利用範囲が広がった事を一ユーザーとして喜ばしく感じております。 本技術は利用可能範囲が広がる事で、さらなる価値を見出せると認識しておりますので、本改正を機に、ユーザーにとって有意義なシステムが様々な形でメーカーから提案される事に期待しております。
16	個人	今回の規制緩和により、これまで法規制により使用不可であった高速PLC通信が、IEEE 1901(高速PLC)の活用範囲である屋外での一部使用が可能になることで、例えば、建物に着いている屋外コンセントを通じたインターネットアクセスや、インターホンのような機器を使ったインターネットアクセスなどが出来る事で、利用者の利便性が高い製品を提供できるようになると思われます。 一方、海外市場では、高速PLC通信に関しては、より自由に使用することができるため、より高い利便性を提供する意味でも、国内でも更なる緩和を検討いただけることを望みます。
17	個人	規制緩和されることは、嬉しいです。 今後の展開、発展に期待しています。
18	個人	給電あるいは充電中の電気自動車や船舶との通信や、自宅のガレージやインターフォンといった敷地内の電路についてもBB-PLCが使えるようになることは、新規事業の創生やユーザの利便性の向上という観点から、改正に賛成致します。また追加された規制値についても、従来の値の根拠に整合していると考えます。 ただし、現在盛んに研究開発が行われているスマートグリッド、スマートメーターへの適用については、未だ規制緩和にならない点が残念です。PLCの屋外利用に関する研究開発が、欧米に比べてこれ以上遅れをとらないようにするための施策についても要望致します。 また、移動中の船舶や車は、今回の改正でいうところの電気利用者には当たりませんが、これらのPLC利用についても、認めて頂けることを要望致します。特に船舶は、法的な根拠無しに既成事実化し始めているように思われます。 AC100/200V以外の、例えば直流回路を使う車、船舶、太陽光発電設備等についても、同様に、さらなる規制緩和が進むことを要望致します。
19	個人	現行法では、使用できない軒先の利用だけでもカメラ、センサー等の利用が防犯等の活用範囲が広がり、電気自動車の充電ステータスの情報をインターネットを使いインタラクティブにスマートフォンでの取得が可能になる。 また、スマートグリッドについても電力線のみで通信が可能になることはシステム全体がシンプルになることが期待でき、規制緩和による社会インフラのシンプルであり高度な進化が期待できる。
20	個人	「広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用」に関する電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に賛成します。 2006年10月に屋内規制緩和がなされたものの、屋内か屋外か明確でなかった軒先部分の電力線について、使用できるようになったことは、私ども利用者の利便性を上げ、市場での利用の機会を増やす事ができ、大変ありがたいことです。 しかしながら、2006年から、6年を経過し、市場は大きく変貌し、白物家電制御やAVストリーミング等をアプリケーションとした展開を超えてきています。 例えば、それぞれの各家庭での白物家電、AV家電の使い方、電力消費・その変動、家庭全体の電力使用量(AMRのブルー)を統合的に管理し(俗にビッグデータと呼んでいます)、これを実現し、価値を見出していくことが世界で勝つ残るための必須要件となっています。 無線は、住宅内の壁を抜けられないだけでなく、逆に、外からは近隣の住宅からのが到来し干渉波により不安定となってきております。 PLCの市場展開としては、工場やビル等の分電盤の外の配線、50/60Hzではない周波数の電力線、単相3線ではない電力線への展開も期待されています。 次のPLC省令改正においては、PLC推進業界、PLCに保守的な業界それぞれが、納得できる諸外国で既に取り入れられている新しい規制方法を取り入れられ、これらの新しい事業を世界に先駆けて創造できるよう、後押ししていただける更なるPLCの規制緩和をお願いします。 (補足) これまでの規制方法:PLCからの輻射を一般家電機器(ノイズ周波数を制御できない機器)と同様に、RF帯域を一律にコモン電流/電圧にて規制。 諸外国で採用されている新しい規制方法:当該国で使用されている周波数帯域(地域によるが、アマチュア無線、航空無線、コーストガード用無線、短波放送帯域、Coast Guard用無線等)に固定ノッチ、またはダイナミックノッチを挿入し、PLC事業との相互共存を図っています。
21	個人	これまでの法律では、敷地内でも通信路となる電力線が一部軒先になれば高速PLCは使用不可であるため住宅用の通信手段としては、用途が限定されたものになっています。 スマートハウス実用化拡大のためには、より多くの有用な選択肢があることは、需要家、エネルギー事業者、メーカーいずれの立場からも利益となるものと思われれます。 その点からも規制緩和が実施されることは好ましいと考えます。
22	個人	屋外で利用する広帯域電力線搬送通信設備(以下は単に“設備”と書きます)にアマチュア業務の電波が混入しないよう、設備の混信排除について一定の能力を持たせてください。 また、もしアマチュア業務の電波が設備に混入した場合でも、無線局運用規則の第八章(アマチュア局の運用)第258条は適用しないよう、法的な担保をしてくださるようお願いいたします。
23	個人	HEMSなど近年の家庭向け省エネルギー手法には、屋内のみならず敷地内の屋外の設備につきましても通信が必須です。 電力線通信は新たな通信ケーブルやコネクタを必要しないという点でユーザに利点の多い有望なものと考えます。

24	個人	<p>平成22年6月18日付け閣議決定で規制・制度改革に係る対処方針が定められた。その中の一つに以下の内容が示されている cf. http://www.cao.go.jp/sasshin/kiseiseido/publication/220618/item100618_03.pdf 規制改革事項(8)スマートメータの普及促進に向けた屋外通信(PLC通信)規制の緩和対処方針・高速通信が可能となる2MHz~30MHzの周波数帯でのPLCの屋外利用について、事業者からの具体的な提案等を確認のうえ、無線システムへの影響等の検証・検討を速やかに開始し、結論を得る。<平成22年度検討開始、平成23年度中結論> これに対する結論が、今回の「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等」についての意見募集「広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用」にて提示されている。 報道発表 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban16_02000041.html この中で概略が別添1(http://www.soumu.go.jp/main_content/000202179.pdf)に示されている。 適用箇所が次のように記述されている。 「電気使用者(電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第24条の2第1号に規定する電気使用者をいう。)の引込口における分電盤から負荷側において」 これでは閣議決定された「スマートメータの普及促進に向けた屋外通信(PLC通信)規制の緩和」のための省令にならない。再度、作業班を立ち上げ、スマートメータ向けの屋外PLC通信を実現を可能とするように省令を改正しなければならぬ。</p>	
25	個人 他252件	<p>1. PLCの屋内使用では隣り合った家屋の離隔距離を10mとして伝導妨害波の電流値が定められている。この場合、双方の家屋敷地の境界までの距離は中間の5mであり、敷地の境界に沿ってPLC通信設備のための電力線を張った場合、改正値では漏洩電界強度を十分に低減できない。通信状態における電力線への伝導妨害波の電流値を以下にすべきである。 ・ 2~15MHz: 準尖頭値20dB μA/平均値10dB μAを各20dB引き下げて準尖頭値を0dB μA, 平均値を-10dB μAとすべき。 ・ 15~30MHz: 準尖頭値10dB μA/平均値0dB μAを各20dB引き下げて、準尖頭値を-10dB μA, 平均値-20dB μAとすべき。 2. PLCの屋外使用ではPLC用の電力線が敷地の外縁に沿って引き回される場合が多くなり、微弱電波を扱うアマチュア無線業務に深刻な妨害を与える恐れが高くなる。屋内使用PLC機器にはメーカーの自主規制でアマチュア無線周波数を除外するノッチが挿入されているが、屋外使用PLCの解禁にあたってはPLC周波数帯2~30MHzにアマチュア無線用周波数を除外するノッチの挿入を義務化すべきである。 3. CISPR(国際無線障害特別委員会)でPLCに関する規則が決まった場合、我が国の規制値がCISPRの規則を満たさない可能性があり、この場合、自主ルールであっても規則遵守できるように総務省指導で回収(リコール)を義務付ける必要がある。そして、屋外使用PLCについての規則改定は暫定措置の期限付きとするべきである。</p>	<p>離隔距離については、敷地の境界までではなく、家屋間の距離を前提としています。国際無線障害特別委員会(以下「CISPR」という。)では、通常、離隔距離は30mです。しかしながら、我が国の住宅環境は欧米と異なるため、住宅・土地統計調査等に基づき、離隔距離を10mに決めました。</p> <p>許容値については、広帯域電力線搬送通信設備(以下「広帯域PLC設備」という。)が無線設備と共存できる条件としてシミュレーション及び実証実験の結果から導出された結果です。したがって、原案どおりいたします。</p> <p>なお、CISPRで電力線搬送通信設備(以下「PLC設備」という。)に関する技術的条件が策定された場合は、可能な限り国際基準に整合性のある規格となるように検討することとしています。また、万が一、電界強度が強くなり、実際に障害が発生した場合には、電波法第101条に基づく措置の適用が可能です。</p>
278	個人 他34件	<p>1) PLCの屋内使用では隣り合った家屋の離隔距離を10mとして伝導妨害波の電流値が定められている。この場合、双方の家屋敷地の境界までの距離は中間の5mであり、敷地の境界に沿ってPLC通信設備のための電力線を張った場合、改正値では漏洩電界強度を十分に低減できない。通信状態における電力線への伝導妨害波の電流値を以下にすべきである。 ・ 2~15MHz: 準尖頭値20dB/平均値10dBを10dB/0dBとすべき。 15~30MHz: 準尖頭値10dB/平均値0dBを0dB/-10dBとすべき。 2) PLCの屋外使用ではPLC用の電力線が敷地の外縁に沿って引き回される場合が多くなり、微弱電波を扱うアマチュア無線業務に深刻な妨害を与える恐れが高くなる。屋内使用PLC機器にはメーカーの自主規制でアマチュア無線周波数を除外するノッチが挿入されているが、屋外使用PLCの解禁にあたってはPLC周波数帯2~30MHzにアマチュア無線用周波数を除外するノッチの挿入を義務化すべきである。 3) CISPR(国際無線障害特別委員会)でPLCに関する規則が決まった場合、我が国の規制値がCISPRの規則を満たさない可能性があり、この場合、自主ルールであっても規則遵守できるように総務省指導で回収(リコール)を義務付ける必要がある。そして、屋外使用PLCについての規則改定は暫定措置の期限付きとするべきである。</p>	
313	個人 他102件	<p>1. PLCの屋内使用では隣り合った家屋の離隔距離を10mとして伝導妨害波の電流値が定められている。この場合、双方の家屋敷地の境界までの距離は中間の5mであり、敷地の境界に沿ってPLC通信設備のための電力線を張った場合、改正値では漏洩電界強度を十分に低減できない。通信状態における電力線への伝導妨害波の電流値を以下にすべきである。 ・ 2~15MHz: 準尖頭値20dB μA/平均値10dB μAを各30dB引き下げて準尖頭値を-10dB μA, 平均値を-20dB μAとすべき。 ・ 15~30MHz: 準尖頭値10dB μA/平均値0dB μAを各30dB引き下げて、準尖頭値を-20dB μA, 平均値-30dB μAとすべき。 2. PLCの屋外使用ではPLC用の電力線が敷地の外縁に沿って引き回される場合が多くなり、微弱電波を扱うアマチュア無線業務に深刻な妨害を与える恐れが高くなる。屋内使用PLC機器にはメーカーの自主規制でアマチュア無線周波数を除外するノッチが挿入されているが、屋外使用PLCの解禁にあたってはPLC周波数帯2~30MHzにアマチュア無線用周波数を除外するノッチの挿入を厳格に義務化すべきである。 3. CISPR(国際無線障害特別委員会)でPLCに関する規則が決まった場合、我が国の規制値がCISPRの規則を満たさない可能性があり、この場合、自主ルールであっても規則遵守できるように総務省指導で回収(リコール)を義務付ける必要がある。そして、屋外使用PLCについての規則改定は暫定措置の期限付きとするべきである。</p>	
416	個人	<p>1. PLCの屋内使用では隣り合った家屋の離隔距離を10mとして伝導妨害波の電流値が定められている。この場合、双方の家屋敷地の境界までの距離は中間の5mであり、敷地の境界に沿ってPLC通信設備のための電力線を張った場合、改正値では漏洩電界強度を十分に低減できない。通信状態における電力線への伝導妨害波の電流値を以下にすべきである。 ○ 2~15MHz: 準尖頭値20dB/平均値10dBを各20dB引き下げて準尖頭値を0dB, 平均値を-10dBとすべき。 ○ 15~30MHz: 準尖頭値10dB/平均値0dBを各20dB引き下げて、準尖頭値を-10dB, 平均値-20dBとすべき。 2. PLCの屋外使用ではPLC用の電力線が敷地の外縁に沿って引き回される場合が多くなり、微弱電波を扱うアマチュア無線業務に深刻な妨害を与える恐れが高くなる。屋内使用PLC機器にはメーカーの自主規制でアマチュア無線周波数を除外するノッチが挿入されているが、屋外使用PLCの解禁にあたってはPLC周波数帯2~30MHzにアマチュア無線用周波数を除外するノッチの挿入を義務化すべきである。 3. CISPR(国際無線障害特別委員会)でPLCに関する規則が決まった場合、我が国の規制値がCISPRの規則を満たさない可能性があり、この場合、自主ルールであっても規則遵守できるように総務省指導で回収(リコール)を義務付ける必要がある。そして、屋外使用PLCについての規則改定は暫定措置の期限付きとするべきである。 4. これによって生じる電波障害がアマチュア無線業務に及ぶ時は以降の電波利用税の納付を拒否致します。</p>	

417	個人	<p>1. PLCの屋内使用では隣り合った家屋の離隔距離を10mとして伝導妨害波の電流値が定められている。この場合、双方の家屋敷地の境界までの距離は中間の5mであり、敷地の境界に沿ってPLC通信設備のための電力線を張った場合、改正値では漏洩電界強度を十分に低減できない。通信状態における電力線への伝導妨害波の電流値を以下にすべきである。 2から15MHz: 準尖頭値20dB μA / 平均値10dB μAを各20dB引き下げて準尖頭値を0dB μA, 平均値を-10dB μAとすべき。 15から30MHz: 準尖頭値10dB μA / 平均値0dB μAを各20dB引き下げて、準尖頭値を-10dB μA, 平均値-20dB μAとすべき。</p> <p>2. PLCの屋外使用ではPLC用の電力線が敷地の外縁に沿って引き回される場合が多くなり、微弱電波を扱うアマチュア無線業務に深刻な妨害を与える恐れが高くなる。屋内使用PLC機器にはメーカーの自主規制でアマチュア無線周波数を除外するノッチが挿入されているが、屋外使用PLCの解禁にあたってはPLC周波数帯2から30MHzにアマチュア無線用周波数を除外するノッチの挿入を義務化すべきである。</p> <p>3. CISPR(国際無線障害特別委員会)でPLCに関する規則が決まった場合、我が国の規制値がCISPRの規則を満たさない可能性があり、この場合、自主ルールであっても規則遵守できるように総務省指導で回収(リコール)を義務付ける必要がある。そして、屋外用PLCについての規則改定は暫定措置の期限付きとするべきである。</p> <p>4. 上記理由に加え電波法の基本的理念である公共の福祉の増進に寄与する通信方式でない事は明らかである。</p>
418	個人	<p>1. PLCの屋内使用では隣り合った家屋の離隔距離を10mとして伝導妨害波の電流値が定められている。この場合、双方の家屋敷地の境界までの距離は中間の5mであり、敷地の境界に沿ってPLC通信設備のための電力線を張った場合、改正値では漏洩電界強度を十分に低減できない。通信状態における電力線への伝導妨害波の電流値を以下にすべきである。 ・ 2~15MHz: 準尖頭値20dB μA / 平均値10dB μAを各20dB引き下げて、準尖頭値を0dB μA, 平均値を-10dB μAとすべき。 ・ 15~30MHz: 準尖頭値10dB μA / 平均値0dB μAを各20dB引き下げて、準尖頭値を-10dB μA, 平均値を-20dB μAとすべき。</p> <p>2. アマチュア無線業務に深刻な妨害を与える恐れがない機器を製造するような規制を設けるようお願いしたい。</p> <p>3. CISPR(国際無線障害特別委員会)での基準を満たさない機器は使用できないような(撤去命令や重い罰則を)措置を講ずるべきである</p> <p>4. 既に電線からやLED照明などからのノイズが沢山発生している昨今、これ以上にノイズや不法運用などの不要な電波を増やして欲しくない。</p>
419	個人	<p>1. PLCの屋内使用では隣り合った家屋の離隔距離を10mとして伝導妨害波の電流値が定められている。この場合、双方の家屋敷地の境界までの距離は中間の5mであり、敷地の境界に沿ってPLC通信設備のための電力線を張った場合、改正値では漏洩電界強度を十分に低減できない。通信状態における電力線への伝導妨害波の電流値を以下にすべき 2から15MHz: 準尖頭値20dB μA / 平均値10dB μAを各20dB引き下げて準尖頭値を0dB μA, 平均値を-10dB μAとすべき。 15から30MHz: 準尖頭値10dB μA / 平均値0dB μAを各20dB引き下げて、準尖頭値を-10dB μA, 平均値-20dB μAとすべき。</p> <p>2. PLCの屋外使用ではPLC用の電力線が敷地の外縁に沿って引き回される場合が多くなり、微弱電波を扱うアマチュア無線業務に深刻な妨害を与える恐れが大きくなる。屋内使用PLC機器にはメーカーの自主規制でアマチュア無線周波数を除外するノッチが挿入されているようだが、屋外使用PLCの解禁にあたってはPLC周波数帯2から30MHzにアマチュア無線用周波数を除外するノッチの挿入を義務化すべきである。</p> <p>3. CISPR(国際無線障害特別委員会)でPLCに関する規則が決まった場合、我が国の規制値がCISPRの規則を満たさない可能性があり、この場合、自主ルールであっても規則遵守できるように総務省指導で回収(リコール)を義務付ける必要がある。そして、屋外用PLCについての規則改定は暫定措置の期限付きとするべきである。</p> <p>4. 当該機器を使用する事で、他の無線局やラジオ受信機に対して混信や妨害を与えた場合に使用を禁止する記述を省令等に記載すべきだと考えます。</p> <p>5. 当該機器が、近隣に開設されたもしくは開設されようとする無線局や放送局などからの電波を受け、誤動作等障害が発生しても無線局や放送局の運用や開設を制限することはできないと理解するが、この理解が正しければなんらかの方法により明確にしていきたいと考えます。</p>
420	個人	<p>1. PLCの屋内使用では隣り合った家屋の離隔距離を10mとして伝導妨害波の電流値が定められている。この場合、双方の家屋敷地の境界までの距離は中間の5mであり、敷地の境界に沿ってPLC通信設備のための電力線を張った場合、改正値では漏洩電界強度を十分に低減できない。通信状態における電力線への伝導妨害波の電流値を以下にすべきである。 ・ 2~15MHz: 準尖頭値20dB μA / 平均値10dB μAを各20dB引き下げて準尖頭値を0dB μA, 平均値を-10dB μAとすべき。 ・ 15~30MHz: 準尖頭値10dB μA / 平均値0dB μAを各20dB引き下げて、準尖頭値を-10dB μA, 平均値-20dB μAとすべき。</p> <p>2. PLCの屋外使用ではPLC用の電力線が敷地の外縁に沿って引き回される場合が多くなり、微弱電波を扱うアマチュア無線業務に深刻な妨害を与える恐れが高くなる。屋内使用PLC機器にはメーカーの自主規制でアマチュア無線周波数を除外するノッチが挿入されているが、屋外使用PLCの解禁にあたってはPLC周波数帯2~30MHzにアマチュア無線用周波数を除外するノッチの挿入を義務化すべきである。 PLC関係の装置の不要輻射除去能力については、ノーマルモード系はもとよりコモンモード系からの輻射についても仕様項目にあげ厳重に管理されるべきである。</p> <p>3. CISPR(国際無線障害特別委員会)でPLCに関する規則が決まった場合、我が国の規制値がCISPRの規則を満たさない可能性があり、この場合、自主ルールであっても規則遵守できるように総務省指導で回収(リコール)を義務付ける必要がある。そして、屋外用PLCについての規則改定は暫定措置の期限付きとするべきである。</p> <p>4. 先端の技術開発が市民生活に供与されることは重要なことであるが、そのいっぽうで劣悪な電波環境を招くことは事実であり放置できない。電子立国日本・世界をリードする日本技術の背景には、見てみぬ振り(技術的問題を分かっているがソフトや経済を優先する)をしない技術的に確実な検討と実践が存在して欲しいし、そうあるべきである。この取り扱いを誤ると、電子立国日本は基礎から揺らいでいくことになる。</p>

421	個人	<p>1. PLCの屋内使用では隣り合った家屋の離隔距離を10mとして伝導妨害波の電流値が定められている。この場合、双方の家屋敷地の境界までの距離は中間の5mであり、敷地の境界に沿ってPLC通信設備のための電力線を張った場合、改正値では漏洩電界強度を十分に低減できない。通信状態における電力線への伝導妨害波の電流値を以下にすべきである。 2から15MHz: 準尖頭値20dB μA/ 平均値10dB μAを各20dB引き下げて準尖頭値を0dB μA、平均値を-10dB μAとすべき。 15から30MHz: 準尖頭値10dB μA/ 平均値0dB μAを各20dB引き下げて、準尖頭値を-10dB μA、平均値-20dB μAとすべき。</p> <p>2. PLCの屋外使用ではPLC用の電力線が敷地の外縁に沿って引き回される場合が多くなり、微弱電波を扱うアマチュア無線業務に深刻な妨害を与える恐れが高くなる。屋内使用PLC機器にはメーカーの自主規制でアマチュア無線周波数を除外するノッチが挿入されているが、屋外使用PLCの解禁にあたってはPLC周波数帯2から30MHzにアマチュア無線周波数を除外するノッチの挿入を義務化すべきである。</p> <p>3. CISPR(国際無線障害特別委員会)でPLCに関する規則が決まった場合、我が国の規制値がCISPRの規則を満たさない可能性があり、この場合、自主ルールであっても規則遵守できるように総務省指導で回収(リコール)を義務付ける必要がある。そして、屋外使用PLCについての規則改定は暫定措置の期限付きとするべきである。</p> <p>4. PLC機器の送信行為は 必要なデータを送信する短い時間に限り、キャリアーのみの送信状態などのモードは禁止すべきである</p> <p>5. 防衛、公安、外交上の受信施設などの周囲ではPLCの運用を禁止すべきである(外国では これらの施設端から10マイルは禁止の動き)</p>
422	個人	<p>原案に反対し修正を求めます</p> <p>1. PLCの屋内使用では隣り合った家屋の離隔距離を10mとして伝導妨害波の電流値が定められている。この場合、双方の家屋敷地の境界までの距離は中間の5mであり、敷地の境界に沿ってPLC通信設備のための電力線を張った場合、改正値では漏洩電界強度を十分に低減できない。通信状態における電力線への伝導妨害波の電流値を以下にすべきである。 2~15MHz: 準尖頭値20dB μA/ 平均値10dB μAを各30dB引き下げて準尖頭値を-10dB μA、平均値を-20dB μAとすべき。 15~30MHz: 準尖頭値10dB μA/ 平均値0dB μAを各30dB引き下げて、準尖頭値を-20dB μA、平均値-30dB μAとすべき。</p> <p>2. PLCの屋外使用ではPLC用の電力線が敷地の外縁に沿って引き回される場合が多くなり、微弱電波を扱うアマチュア無線業務に深刻な妨害を与える恐れが高くなる。屋内使用PLC機器にはメーカーの自主規制でアマチュア無線周波数を除外するノッチが挿入されているが、屋外使用PLCの解禁にあたってはPLC周波数帯2~30MHzにアマチュア無線周波数を除外するノッチの挿入を義務化すべきである。</p> <p>3. CISPR(国際無線障害特別委員会)でPLCに関する規則が決まった場合、我が国の規制値がCISPRの規則を満たさない可能性があり、この場合、自主ルールであっても規則遵守できるように総務省指導で回収(リコール)を義務付ける必要がある。そして、屋外使用PLCについての規則改定は暫定措置の期限付きとするべきである。</p> <p>4. PLC技術自体については、高速で広帯域でかつ電波障害を発生する可能性もなく技術的に遥かに優れた情報伝達の手段がいくつも実用化されていて、今後この技術によってのみ恩恵を得られ、かつ電波環境を悪化させないで済むと思われる状況は、殆どないと考えられるか、非常に限定的であると思われる。その現況であるにもかかわらずPLCの使用を条件付きであらたに可能にすることで、本来考えるべき、より環境に影響を与えない技術的に優れた方法を検討せずに、PLC技術を安易に乱用する行為の容認、拡散に繋がる恐れをまったく否定できません。年々悪化しつつある電波環境の保護/改善の観点より、PLCの利用に関してはより厳格な制限条件、妨害を与えた場合についての罰則規定等を強化すべきものと思います。</p>
423	個人	<p>(1) PLCの屋内使用では隣り合った家屋の離隔距離を10mとして伝導妨害波の電流値が定められている。この場合、双方の家屋敷地の境界までの距離は中間の5mであり、敷地の境界に沿ってPLC通信設備のための電力線を張った場合、改正値では漏洩電界強度を十分に低減できない。通信状態における電力線への伝導妨害波の電流値を以下にすべき。 2~15MHz: 準尖頭値20dB μA/ 平均値10dB μAを各20dB引き下げて、準尖頭値を0dB μA、平均値を-10dB μAとすべき。 15~30MHz: 準尖頭値10dB μA/ 平均値0dB μAを各20dB引き下げて、準尖頭値を-10dB μA、平均値-20dB μAとすべき。</p> <p>(2) PLCの屋外使用ではPLC用の電力線が敷地の外縁に沿って引き回される場合が多くなり、微弱電波を扱うアマチュア無線業務に深刻な妨害を与える恐れが高くなる。屋内使用PLC機器にはメーカーの自主規制でアマチュア無線周波数を除外するノッチが挿入されているが、屋外使用PLCの解禁にあたってはPLC周波数帯2~30MHzにアマチュア無線周波数を除外するノッチを挿入すべき。</p> <p>(3) CISPR(国際無線障害特別委員会)でPLCに関する規則が決まった場合、我が国の規制値がCISPRの規則を満たさない可能性があり、この場合、自主ルールであっても規則遵守できるように総務省指導で回収(リコール)を義務付ける必要がある。そして、屋外使用PLCについての規則改定は暫定措置の期限付きとするべき。</p> <p>(4) 上記の内容は、主にアマチュアバンドへの障害を抑えることを主眼として記しているが、他にも電波天文、漁業無線など保護されるべき電波利用形態があり、それらに関しても同様の配慮がなされるべき。</p>
424	個人	<p>基本的にPLC屋外利用のために規制緩和することは反対なのだが、今更認められるわけでも無いでしょうから、以下のような修正を希望します。</p> <p>1. PLCの屋内使用では隣り合った家屋の離隔距離を10mとして(笑止千万な数値だが)伝導妨害波の電流値が定められている。一般的な100平米の戸建てでは向こう隣の距離で、滑稽である。この場合、双方の家屋敷地の境界までの距離は中間の5mであり、敷地の境界に沿ってPLC通信設備のための電力線を張った場合、改正値では漏洩電界強度を十分に低減できない。通信状態における電力線への伝導妨害波の電流値を以下にすべきである。 2~15MHz: 準尖頭値20dB μA/ 平均値10dB μAを各20dB引き下げて、準尖頭値を0dB μA、平均値を-10dB μAとすべきである。 15~30MHz: 準尖頭値10dB μA/ 平均値0dB μAを各20dB引き下げて、準尖頭値を-10dB μA、平均値-20dB μAとすべきである。</p> <p>2. PLCの屋外使用ではPLC用の電力線が敷地の外縁に沿って引き回される場合が多くなり、微弱電波を扱うアマチュア無線業務に深刻な妨害を与える恐れが高くなる。屋内使用PLC機器にはメーカーの自主規制でアマチュア無線周波数を除外するノッチが挿入されているが、屋外使用PLCの解禁にあたっては PLC周波数帯2~30MHzにアマチュア無線周波数を除外するノッチの挿入を義務化すべきである。またその特性も規格化すべきである。</p> <p>3. CISPR(国際無線障害特別委員会)でPLCに関する規則が決まった場合、我が国の規制値がCISPRの規則を満たさない可能性がある。この場合、自主ルールであっても規則遵守できるように総務省指導で回収(リコール)を義務付ける必要があると考える。状況を把握するためにも、屋外使用PLCについての規則改定は暫定措置の期限付きとするべきである。</p> <p>4. 万一、近隣のアマチュア無線業務などに支障が起きた場合の対処方法について、本システムを推進するメーカー、PLC-J、ARIB、電力事業者等の民間団体が責任を持って対応すべく、貴省におかれては行政指導をされるよう切にお願いしたい。</p>

425	個人	<p>今回の電波法施行規則等の一部を改正する省令案については、以下4点の理由により全てに反対いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 技術的検討が不十分であること 2. 屋外利用を認めるべきとの結論を得ることとはされていないこと 3. 主管庁における混信等防止への対応が検討されていないこと 4. 広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用が他の無線通信により受ける混信等の検討が行われていないこと <p>なお、上記の意見によりさらに技術的に検討を加えることとして、広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用を暫定的に認めるとする場合にも、今回の電波法施行規則等の一部を改正する省令案について、以下の点について対応して頂きたいと思えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 通信状態における電力線への伝導妨害波の電流値を以下にすべきであると考えます。 2～15MHz: 準尖頭値20dB μA / 平均値10dB μAを各20dB引き下げ、準尖頭値を0dB μA、平均値を-10dB μA 15～30MHz: 準尖頭値10dB μA / 平均値0dB μAを各20dB引き下げ、準尖頭値を-10dB μA、平均値-20dB μA (2) 屋外使用広帯域電力線搬送通信設備の許可するにあたっては広帯域電力線搬送通信設備の周波数帯のうちアマチュア無線用周波数を除外するノッチを義務的に挿入させるべきです。 (3) CISPR(国際無線障害特別委員会)で広帯域電力線搬送通信設備に関する規則が決まった場合、我が国の規制値がCISPRの規則を満たさない可能性があり、総務省指導で回収を義務付ける必要があります。そして、CISPRの規則が定まるまでの間、暫定措置とし、期限付きとするべきです。
426	個人	<ol style="list-style-type: none"> (1) PLCの屋内使用では隣り合った家屋の離隔距離を10mとして伝導妨害波の電流値が定められている。私の住居も然りであるが、隣家との離隔距離が10m未満のところが多く存在するも考慮すべきである。仮に隣家との、双方の家屋敷地の境界までの距離を中間の5mとしても、敷地の境界に沿ってPLC通信設備のための電力線を張った場合、改正値では漏洩電界強度を十分に低減できない。また、通信状態における電力線への伝導妨害波の電流値を以下にすべきである。 2～15MHz: 準尖頭値20dB / 平均値10dBを各26dB引き下げて準先頭値を-6dB、平均値を-16dBとすべき。 15～30MHz: 準尖頭値10dB / 平均値0dBを各26dB引き下げて準先頭値を-16dB、平均値-26dBとすべき。 (2) PLCの屋外使用では、その目的からしてPLC用の電力線が敷地の外縁に沿って引き回される可能性が高く、微弱電波を扱うアマチュア無線業務や短波受信に深刻な妨害を与える恐れが高い。PLC機器には海外業者によってなし崩しにされるメーカーの自主規制ではなく、法令によって2～30MHzにアマチュア無線用周波数および国内短波放送を除外するノッチ挿入を義務とすべきである。 (3) CISPR(国際無線障害特別委員会)でPLCに関する規則が決まった場合であって、我が国の規制値がCISPRの規則を満たさなくなった場合は、法令により適合することを遡って義務付けること(レトロフィット規定)が必要がある。 (4) CCISPRによる電波障害防止に関する規制値を遡って適用することが困難な場合、規制値を低い値、すなわち(1)項で述べた規制値を暫定値とすべきである。 (5) 屋外使用PLCについての規則改定は暫定かつ期限付きとし、規則改定後、漏洩する電波の強度の実態について、速やか、かつ継続的に調査し規制値に反映すべきである。 (6) WiFi等の無線通信環境の急激な普及やテレビジョン地上デジタル化の空き周波数利用などで、既存使用者に多大な影響を与える短波帯を使用するPLCの屋外使用をしなくてもシステム構築が可能な状況が急拡大していることを考慮すべきで、屋外利用を期限付きとし、WiFiなどUHF帯以上の無線通信系の利用へ誘導すべきである。
427	個人	<ol style="list-style-type: none"> 1. PLCの屋内使用では隣り合った家屋の離隔距離を10mとして伝導妨害波の電流値が定められている。この場合、双方の家屋敷地の境界までの距離は中間の5mであり、敷地の境界に沿ってPLC通信設備のための電力線を張った場合、改正値では漏洩電界強度を十分に低減できない。通信状態における電力線への伝導妨害波の電流値を以下にすべきである。 *2～15MHz: 準尖頭値 20dB μA / 平均値 10dB μA を各 30dB 引き下げて準尖頭値を -10dB μA、平均値を -20dB μA とすべき。 *15～30MHz: 準尖頭値 10dB μA / 平均値 0dB μA を各 30dB 引き下げて、準尖頭値を -20dB μA、平均値 -30dB μA とすべき。 2. PLCの屋外使用ではPLC用の電力線が敷地の外縁に沿って引き回される場合が多くなり、微弱電波を扱うアマチュア無線業務に深刻な妨害を与える恐れが高くなる。 屋内使用PLC機器にはメーカーの自主規制でアマチュア無線周波数を除外するノッチが挿入されているが、屋外使用PLCの解禁にあたってはPLC周波数帯2～30MHzにアマチュア無線用周波数を除外するノッチの挿入を義務化すべきである。 3. CISPR(国際無線障害特別委員会)でPLCに関する規則が決まった場合、我が国の規制値がCISPRの規則を満たさない可能性があり、この場合、自主ルールであっても規則遵守できるように総務省指導で回収(リコール)を義務付ける必要がある。そして、屋外使用PLCについての規則改定は暫定措置の期限付きとするべきである。 4. 災害時は短波帯以外での通信手段が失われることが多い。たとえば東日本大震災ではアマチュア無線局や短波帯漁業無線局が孤立地域との連絡に使われた。被災地からの電波は大変弱いことが多く、弱い雑音が混入するだけで通信が困難となる。また海外では短波放送が唯一アクセスできるメディアである地域も多く、日本から微弱とはいえ多数のPLC機器から雑音が短波帯で放射されると妨害を与える恐れがある。日本国内でも短波放送以外では情報を得られない国家もあり、そうした国の出身者にとって短波放送はきわめて重要である。したがってPLCの技術基準を定める際には細心をはらって慎重に厳しいものとし、様々な環境で公開の実地実験も行い、アマチュア無線、短波放送をはじめ、代替手段のない業務に妨害を与えないようにすべきである。
428	個人	<ol style="list-style-type: none"> 1. PLCの屋内使用では隣り合った家屋の離隔距離を10mとして伝導妨害波のコモンモード電流値が定められている。この場合、双方の家屋敷地の境界までの距離は中間の5mであり、敷地の境界に沿ってPLC通信設備等のための電力線を張った場合、改正値では漏洩電界強度を十分に低減出来ない事は、過去の実測結果から明白である。更に、追加してディファレンシャルモード電流値を規制する事が必須である事は、過去の実測結果から明白である。 1) 通信状態における電力線への伝導妨害波のコモンモード電流値を以下の規制値にすべきである。 → 2～15MHz: 準尖頭値20dB μA / 平均値10dB μA を、各40dB 引き下げ、準尖頭値を -20dB μA、平均値を -30dB μA とすべきである。 → 15～30MHz: 準尖頭値10dB μA / 平均値0dB μA を、各30dB 引き下げ、準先頭値を -20dB μA、平均値 -30dB μA とすべきである。 2) 通信状態における電力線への伝導妨害波のディファレンシャルモード電流値を以下の規制値にすべきである。 → 2～30MHz: 準尖頭値10dB μA / 平均値0dB μA にすべきである。 2. PLCの屋外使用ではPLC用の電力線が敷地の外縁に沿って引き回される場合が多くなり、微弱電波を扱うアマチュア無線業務に深刻な妨害を与える恐れが高くなる。総務省指導により、屋内使用PLC機器にはメーカーの自主規制と云われているアマチュア無線周波数を除外するノッチが挿入されているが、屋外使用PLCの解禁にあたってはPLC周波数帯2～30MHzにアマチュア無線用周波数及び非常通信周波数を除外するノッチ(減衰量80dB以上)を挿入する事を規制すべきである。 3. CISPR(国際無線障害特別委員会)でPLCに関する規則が決まった場合、我が国の規制値がCISPRの規則を満たさなくなる事は明らかである。何故なら、我が国の規制値が、所謂ガラパゴス的規制値である事は、現時点迄のCISPR会議の進行状況、すなわち我が国の規制値が論外で議論するに当たらない、極めて低レベルである事実からも明らかである。以上より、屋外使用PLCについての規則改定は、CISPRに於けるPLCに関する規則が制定され、その規則を我が国が遵守する事が出来るようになる迄の暫定措置の期限付きとするべきである。 4. 屋外使用PLCについての規則改定は、自主ルールであっても規則遵守出来る様に総務省指導で回収(リコール)を義務付ける事は必須である。

429	個人	<p>PLC用の電力線の分岐などによる平衡状態の崩れとそれによる電力線の高効率アンテナ化に対する考察が十分になされていないと考えます。</p> <p>MININECエンジンを用いたアンテナ解析ツールMMANA-GALを用いて終端された平衡二線の場合(図1)と90度交わる分岐がある場合(図2)について解析を行ったところ、分岐のある場合には平衡二線の場合に対して約20dB高い利得を持つアンテナとして動作することが確認できました(図3)。</p> <p>地上高5m、線路長10m、分岐の線路長10m、600Ω終端、周波数14.15MHzとした場合の利得はそれぞれ 平衡二線: Ga = -21.51dB 分岐あり: Ga = -1.81dB</p> <p>となり分岐のある系は送信アンテナとして十分な利得を持つと考えられます。</p> <p>このような電力線の分岐は下記Webページの写真にもあるように一般に街中でもみられるものであり、決して特別な条件とは考えられません。</p> <p>WebページURL http://homepage1.nifty.com/arahata/denchuu/chuubu/chuubu15.html</p> <p>このような分岐を持つ系を考えると通信状態における電力線への電動妨害波の電流許容値は改正値よりも20dB引き下げた値とし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2~15MHz: 準尖頭値を0dB μA、平均値を-10dB μA ・15~30MHz: 準尖頭値を-10dB μA、平均値を-20dB μA <p>とすることが望ましいと考えます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="text-align: center;">図1: 平衡二線 図2: 90度交わる分岐 図3: シミュレーション結果の比較</p>
430	個人	<p>1. PLCの屋内使用では隣り合った家屋の離隔距離を10mとして伝導妨害波のコモンモード電流値が定められている。この場合、双方の家屋敷地の境界までの距離は中間の5mであり、敷地の境界に沿ってPLC通信設備等のための電力線を張った場合、改正値では漏洩電界強度を十分に低減出来ない事は、過去の実測結果から明白である。更に、追加してディファレンシャルモード電流値を規制する事が必須である事は、過去の実測結果から明白である。</p> <p>1) 通信状態における電力線への伝導妨害波のコモンモード電流値を以下の規制値にすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 2~15MHz: 準尖頭値20dB μA/平均値10dB μAを、各40dB引き下げ、準尖頭値を-20dB μA、平均値を-30dB μAとすべきである。 ⇒ 15~30MHz: 準尖頭値10dB μA/平均値0dB μAを、各30dB引き下げ、準尖頭値を-20dB μA、平均値-30dB μAとすべきである。 <p>2) 通信状態における電力線への伝導妨害波のディファレンシャルモード電流値を以下の規制値にすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 2~30MHz: 準尖頭値10dB μA/平均値0dB μAにすべきである。 <p>2. PLCの屋外使用ではPLC用の電力線が敷地の外縁に沿って引き回される場合が多くなり、微弱電波を扱うアマチュア無線業務に深刻な妨害を与える恐れが高くなる。屋内使用PLC機器にはメーカーの自主規制でアマチュア無線周波数を除外するノッチが挿入されているが、屋外使用PLCの解禁にあたってはPLC周波数帯2~30MHzにアマチュア無線用周波数及び非常通信周波数を除外するノッチ(減衰量80dB以上)を挿入する事を規制すべきである。CISPR(国際無線障害特別委員会)でPLCに関する規則が決まった場合、我が国の規制値がCISPRの規則を満たさなくなる事は明らかである。何故なら、我が国の規制値が、所謂ガラパゴスの規制値である事は、現時点迄のCISPR会議の進行状況、すなわち我が国の規制値が難拙且つ論外で議論するに当たらない、極めて低レベルである事実からも明らかである。以上より、屋外使用PLCについての規則改定は、CISPRに於けるPLCに関する規則が制定され、その規則を我が国が遵守する事が出来る様になる迄の暫定措置の期限付きとするべきである。</p> <p>3. 屋外使用PLCについての規則改定は、自主ルールであっても規則遵守出来る様に総務省指導で回収(リコール)を義務付ける事は必須である。</p>
431	個人	<p>1. PLCの屋内使用では隣り合った家屋の離隔距離を10mとして伝導妨害波の電流値が定められている。この場合、双方の家屋敷地の境界までの距離は中間の5mであり、敷地の境界に沿ってPLC通信設備のための電力線を張った場合、改正値では漏洩電界強度を十分に低減できない。通信状態における電力線への伝導妨害波の電流値を以下にすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2~15MHz: 準尖頭値20dB μA/平均値10dB μAを各30dB引き下げて準尖頭値を-10dB μA、平均値を-20dB μAとすべき。 ・ 15~30MHz: 準尖頭値10dB μA/平均値0dB μAを各30dB引き下げて、準尖頭値を-20dB μA、平均値-30dB μAとすべき。 <p>2. PLCの屋外使用ではPLC用の電力線が敷地の外縁に沿って引き回される場合が多くなり、微弱電波を扱うアマチュア無線業務に深刻な妨害を与える恐れが高くなる。屋内使用PLC機器にはメーカーの自主規制でアマチュア無線周波数を除外するノッチが挿入されているが、屋外使用PLCの解禁にあたってはPLC周波数帯2~30MHzにアマチュア無線用周波数を除外するノッチの挿入を義務化すべきである。</p> <p>3. CISPR(国際無線障害特別委員会)でPLCに関する規則が決まった場合、我が国の規制値がCISPRの規則を満たさない可能性があり、この場合、自主ルールであっても規則遵守できるように総務省指導で回収(リコール)を義務付ける必要がある。そして、屋外使用PLCについての規則改定は暫定措置の期限付きとするべきである。</p> <p>4. アマチュア無線業務以外に、個人の趣味として短波帯の放送・通信を傍受する愛好家にとって、決定的なダメージを与えるようなことを避ける手法をぜひ考慮していただきたい。アマチュア無線のような愛好家の団体がいないため、PLCの存在も知らず、自分たちの趣味にどのような影響があるかも分からない方々が多く存在する。どうか無視しないでほしい。</p>
432	個人	<p>原案に反対し修正を求めます</p> <p>1. PLCの屋内使用では隣り合った家屋の離隔距離を10mとして伝導妨害波の電流値が定められている。この場合、双方の家屋敷地の境界までの距離は中間の5mであり、敷地の境界に沿ってPLC通信設備のための電力線を張った場合、改正値では漏洩電界強度を十分に低減できない。通信状態における電力線への伝導妨害波の電流値を以下にすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2~15MHz: 準尖頭値20dB μA/平均値10dB μAを各30dB引き下げて準尖頭値を-10dB μA、平均値を-20dB μAとすべき。 ・ 15~30MHz: 準尖頭値10dB μA/平均値0dB μAを各30dB引き下げて、準尖頭値を-20dB μA、平均値-30dB μAとすべき。 <p>2. PLCの屋外使用ではPLC用の電力線が敷地の外縁に沿って引き回される場合が多くなり、微弱電波を扱うアマチュア無線業務に深刻な妨害を与える恐れが高くなる。屋内使用PLC機器にはメーカーの自主規制でアマチュア無線周波数を除外するノッチが挿入されているが、屋外使用PLCの解禁にあたってはPLC周波数帯2~30MHzにアマチュア無線用周波数を除外するノッチの挿入を義務化すべきである。</p> <p>3. CISPR(国際無線障害特別委員会)でPLCに関する規則が決まった場合、我が国の規制値がCISPRの規則を満たさない可能性があり、この場合、自主ルールであっても規則遵守できるように総務省指導で回収(リコール)を義務付ける必要がある。そして、屋外使用PLCについての規則改定は暫定措置の期限付きとするべきである。</p> <p>なお、PLCについては現行の電波法100条第二項に抵触すると思われすがいかがなのでしょう。 法治国家である本邦が必要な法令改正も実施せず、関係者だけの議論でPLCについて推進すること事態法令は形骸化され何でもありの結論が導かれてしまいます。</p>

433	個人	<p>PLCの屋外使用ではPLC用の電力線が敷地の外縁に沿って引き回される場合が多くなり、微弱電波を扱うアマチュア無線業務に深刻な妨害を与える恐れが高くなる。屋内使用PLC機器にはメーカーの自主規制でアマチュア無線周波数を除外するノッチが挿入されているが、屋外使用PLCの解禁にあたってはPLC周波数帯2～30MHzにアマチュア無線用周波数を除外するノッチの挿入を義務化すべきであると考えます。</p> <p>またCISPR(国際無線障害特別委員会)でPLCに関する規則が決まった場合、我が国の規制値がCISPRの規則を満たさない可能性があり、この場合、自主ルールであっても規則遵守できるように総務省指導で回収(リコール)を義務付ける必要がある。そして、屋外使用PLCについての規則改定は暫定措置の期限付きとするべきであると考えます。</p>
434	個人	<p>広帯域電力線搬送通信(以下、PLC)の屋外利用に限らず新たな通信機器に対して、その使用を許諾する場合には、既存の通信業務に妨害を与えないことが大前提と考えます。</p> <p>どのような利用状況になるのか不明である新奇商品について、モデル検証のみに基づき認可を与えてしまい一度市場に出回ってしまうと、電波環境に多大な悪影響を与え「公害」を撒き散らし続ける危険性があります。</p> <p>PLCの伝導妨害波の許容値等については、あくまで「暫定値」とし、問題が発生した場合には、再設定するとともに、市場に出てしまったPLC機器をリコール回収できるようにする等、段階的に許可するべきと考えます。</p>
435	個人	<p>1. PLCの屋内使用では隣り合った家屋の離隔距離を10mとして伝導妨害波の電流値が定められている。この場合、双方の家屋敷地の境界までの距離は中間の5mであり、敷地の境界に沿ってPLC通信設備のための電力線を張った場合、改正値では漏洩電界強度を十分に低減できない。通信状態における電力線への伝導妨害波の電流値を以下にすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2～15MHz: 準尖頭値20dB μ A / 平均値10dB μ Aを各20dB引き下げて、準尖頭値を0dB μ A、平均値を-10dB μ Aとすべき。 ・ 15～30MHz: 準尖頭値10dB μ A / 平均値0dB μ Aを各20dB引き下げて、準尖頭値を-10dB μ A、平均値を-20dB μ Aとすべき。 <p>2. PLCの屋外使用ではPLC用の電力線が敷地の外縁に沿って引き回される場合が多くなり、微弱電波を扱うアマチュア無線業務に深刻な妨害を与える恐れが高くなる。屋内使用PLC機器にはメーカーの自主規制でアマチュア無線周波数を除外するノッチが挿入されているが、屋外使用PLCの解禁にあたってはPLC周波数帯2～30MHzにアマチュア無線用周波数を除外するノッチの挿入を義務化すべきである。</p> <p>3. CISPR(国際無線障害特別委員会)でPLCに関する規則が決まった場合、我が国の規制値がCISPRの規則を満たさない可能性があり、この場合、自主ルールであっても規則遵守できるように総務省指導で回収(リコール)を義務付ける必要がある。そして、屋外使用PLCについての規則改定は暫定措置の期限付きとするべきである。</p> <p>4. 昨今の技術革新により2.4GHz帯などの有効利用が進み、PLCの使用に対して無理に固執する必要を感じ得ない。</p>
436	個人	<p>1. PLCの屋外使用ではPLC用の電力線が、効率的な短波帯受信アンテナとして機能してしまう。短波帯でのアマチュア無線業務の送信アンテナに近接している場合、送信電波が法的には全く問題ないにもかかわらずPLC通信に深刻な妨害を与えることになる。</p> <p>そのような可能性がないということであれば、その理由を本パブリックコメントの回答において示すことを要求する。</p> <p>2. 前項の可能性がある、あるいは可能性がないという理由を示すことができないのであれば、アマチュア無線業務によりPLCの屋外使用が不可能となった場合でも、アマチュア無線業務を行うものに何ら責任がなく、アマチュア無線業務を行うことに何ら制限を受けるものでないことを法令にて担保することを要求する。</p> <p>アマチュア無線業務を行っているものに何ら落ち度がないにも関わらず、PLC通信を行うものから、通信を行うことができない原因をアマチュア業務に求めることは十分に考えられ、その結果、アマチュア業務を行うことが不可能、あるいは大きく制限されることが考えられるためである。</p> <p>3. 無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に係る技術基準等の関係省令及び関係告示が改正され、平成17年12月1日から新たな許容値が適用されることとなり、現在その経過措置が取られているところである。</p> <p>PLCの屋外使用は、漏洩電界強度が大きく、前述の関係省令、関係告示が目的とするところである「電波利用環境の維持」に相反するものである。</p> <p>この認識が間違っているのであれば、PLC用の電力線からの漏洩電界強度が、いかなる無線設備のスプリアス発射の強度の許容値よりも小さいことを本パブリックコメントの回答において根拠とともに示すことを要求する。</p> <p>4. PLCの屋外使用ではPLC用の電力線が敷地の外縁に沿って引き回される場合が多くなり、微弱電波を扱うアマチュア無線業務に深刻な妨害を与える恐れが高くなる。屋内使用PLC機器にはメーカーの自主規制でアマチュア無線周波数を除外するノッチが挿入されているが、屋外使用PLCの解禁にあたってはPLC周波数帯2～30MHzにアマチュア無線用周波数を除外するノッチの挿入を義務化すべきである。</p> <p>5. PLCは、屋内使用であっても、短波帯でのアマチュア無線業務に重大な妨害を与える。このことは、単にアマチュア無線業務を行うものの権利を侵害するのではなく、個人的に無線技術に興味を持ち、自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行うとする国民全ての権利を侵害するものである。</p> <p>6. CISPR(国際無線障害特別委員会)でPLCに関する規則が決まった場合、我が国の規制値がCISPRの規則を満たさない可能性があり、この場合、自主ルールであっても規則遵守できるように総務省指導で回収(リコール)を義務付ける必要がある。そして、屋外使用PLCについての規則改定は暫定措置の期限付きとするべきである。</p> <p>7. PLCは、電力線を利用することで、別途通信線を用意しなくてよいという利便性が喧伝されている。しかしながら、電力線さえも必要ない無線LAN技術が広く使用され、その高度化が進んでいる。また、信号が漏洩し、また外部からの妨害も受けるPLCは、信頼性及びセキュリティの点でも無線LAN技術に対する優位性はない。このように、何ら優位性がなく、代替手段が存在する技術を、これまでの電波行政に反してまで認める積極的理由は認められない。</p>
437	個人	<p>1. PLCの屋内使用では隣り合った家屋の離隔距離を10mとして伝導妨害波の電流値が定められているが、特に都市部などにおいてはその距離は現実的ではない場合が多い。今回の改正値では漏洩電界強度を十分に低減できない。通信状態における電力線への伝導妨害波の電流値を以下にすべきである。</p> <p>2. PLCの屋外使用では私も趣味として楽しんでいるアマチュア無線や市民無線、特定小電力無線はもちろん、各種業務無線局にも深刻な妨害を与える恐れが高くなる。現状では光通信や電話線などを使った通信網が必要十分であると思われるので、これ以上屋外にもPLCの利用範囲を広めようとするのはいささか疑問である。</p>
438	個人	<p>1. PLCの屋外使用ではPLC用の電力線が敷地の外縁に沿って引き回される場合が多くなり、微弱電波を扱うアマチュア無線業務に深刻な妨害を与える恐れが高くなる。屋内使用PLC機器にはメーカーの自主規制でアマチュア無線周波数を除外するノッチが挿入されているが、屋外使用PLCの解禁にあたってはPLC周波数帯2～30MHzにアマチュア無線用周波数を除外するノッチの挿入を義務化すべきである。</p> <p>2. CISPR(国際無線障害特別委員会)でPLCに関する規則が決まった場合、我が国の規制値がCISPRの規則を満たさない可能性があり、この場合、自主ルールであっても規則遵守できるように総務省指導で回収(リコール)を義務付ける必要がある。そして、屋外使用PLCについての規則改定は暫定措置の期限付きとするべきである。</p> <p>3. 近隣の無線局の運用または、放送の受信に妨害を与えた場合は、直ちに該当するPLC装置を停止させるようにすべきである。</p>
439	個人	<p>PLCの屋外使用ではPLC用の電力線が敷地の外縁に沿って引き回される場合が多くなり、微弱電波を扱うアマチュア無線業務に深刻な妨害を与える恐れが高くなる。屋内使用PLC機器にはメーカーの自主規制でアマチュア無線周波数を除外するノッチが挿入されているが、屋外使用PLCの解禁にあたってはPLC周波数帯2～30MHzにアマチュア無線用周波数を除外するノッチを挿入すべきである。</p>

440	個人	<p>1. 施行規則第44条2項第2号二の規定で、運用形態を「引き込み口から分電盤から負荷側」と一義的に利用を規定しているが、スマートメーター活用時における家庭等の余剰電力のEVや蓄電池からの電力供給側への逆送電時状態では、分電盤から負荷側の意味は、電線網に接続する電力制御系側への送電を意味する(いわゆるアクセス系接続)を許可する文面と解釈されかねない。適切に表現するか、またはアクセス系への規定をするものでないと明記すべきである。</p> <p>2. 告示(別紙4)一(三)項で信号品質劣化が被測定電力線搬送通信設備に規定されているが、今回の省令・告示では広く屋外の広帯域電力線搬送通信設備(以下PLC)の普及を目指したものであり、特に屋外PLCは雨雪等の天候条件で劣化が予想される「劣化問題の対応策」が2省令2告示案に含まれていない。屋外PLCに限り事前届出制が5年に1回の定期検査を受け品質保証をするか、または近隣から苦情がよせられていない事の報告書を義務つける追加規定とすべきである。</p> <p>3. 今回の省令・告示は、電波審理会(H24・4・11)主任審理官佐藤歳三「意見書」および電波監理審議会決議(H24・11・28第986回)決議で認めている「自主ルール」を明示し、型式認定時の規制値に組み込むべきである。「自主ルール」が将来に渡り法的な担保がされない限り野放し状態になり型式認定の効力は無くなる。</p> <p>4. 上記3の「自主ルール」を前提とするならば、アマチュア無線帯以外にも新たな重要な周波数利用が必要になった場合(津波リスク防災用に必要な海洋レーダー周波数帯保護や東日本大震災時の短波帯非常通信確保が有効であった有線網+短波帯非常通信網確保等のため優先度が高く、設置場所は低雑音地域か極めて雑音の低い地域での周囲雑音以下であることが条件になる)は、屋外PLCは製造業者がリコールし、回収・改造ができる仕組みにする条項を追加するべきである。または新しいPLC装置を自主的に業者が無償で提供を義務つける条項を加えるべきである。</p> <p>5. 告示(別紙4)の改正案2(一)の別図第1号が、「略」されているが、図とその値は表記すべきである。これは屋外PLCに当たって測定基本法であるインピーダンス安定化回路のZcomが150Ωか、または25Ωか、また2~30Mhzに有効な吸収クランプを付加しての測定であるとすれば、それらの仕様で妨害波測定値が異なってくるのでAMN回路の図示と仕様を明示すべきである。</p> <p>6. 告示(別紙4)の改正案3放射妨害波測定設備(一)の測定場の条件但し書きでは、今回屋外PLCの2~30Mhzを対象としているので2~30Mhzの電波が測定結果に影響を与えていない遮蔽効果がある施設である事と明記し、またその遮蔽効果成績表を別紙1改正案第46条指定の申請時の申請書に加えるべきである。</p> <p>7. 告示(別紙4)の改正案2(二)測定用空中線の条件は、今回の屋外PLCは、2~30Mhzを対象としているので、CISPR-16で指定するループアンテナを国内省令告示でも指定すべきである。CISPR-16は半波長ダイポールアンテナの要素が非常に長くなるので30Mhz以下の周波数帯の磁界強度測定に広く利用され、直近のCISPR会議でもPLT設備はループアンテナが確認されている。よって告示はア、イにウを加え30Mhz以下の場合の空中線条件を明示すべきであり、別図第六号、別図第十号は誤解を与えるので修正または訂正すべきである。(別図は半波長ダイポールを示すので、そのまま原図ならば、2~30MhzでSWRが2以下になるアンテナの仕様を開示すべきである)</p> <p>8. 告示(別紙4)の改正案2(三)、及び三(三)改正案文中にある「取扱説明書」は、別紙1改正案第46条指定の申請時の申請書に加えるべきである。</p> <p>9. (別紙2)改正案第60条(一)の項の「…電力線への伝導妨害波の…」の語句「電力線への…」が省令告示で多用されているが、「への」は誤解を与える。測定方法の規定に馴染まないのではないか?このままの語句にすると電力線にのせる高周波出力の10W以下の規定値と伝導妨害波の峻別はどのようにするのか不明となる。この語句はJIS規格の伝導妨害波規定にある「電力線などの導体を經由して伝達される伝導電波の測定方法は、…」との表現語句を使うのが適切でないか</p> <p>10. 今回の省令・告示は、電波審理会(H24・4・11)主任審理官佐藤歳三「意見書」および電波監理審議会決議(H24・11・28第986回)決議の付加意見また会見資料別紙にある総務大臣宛てのような省内組織がその長である大臣宛ての要望は、余程の事情があり深慮すべきでないか。また左様な環境条件の下で公布されるものであるから、告示は結果的に従来規範の延長でとらえず解放してしまう振る舞いとなる。たとえ裁量権範囲内の行政といいつつも、多くの議論を残し国際的にもハーモナイズが求められるなかで禍根を残すことになりかねない。2012年11月16日からのCISPRバンコック会議SC-A委員会が軌道に乗り出した段階での本邦の省令・告示の公布は、少なくともCISPR決着の方向性が見えた時宜にすべきである。</p>	<p>今回の屋外利用は、いわゆるアクセス系接続は対象としておりません。また、経年劣化等の影響に配慮しつつ、国際標準の許容値、測定法に則って技術的条件を検討してきたものであり、御指摘の内容も含まれており、原案どおりといたします。</p> <p>なお、CISPRでPLC設備に関する技術的条件が策定された場合は、可能な限り国際基準に整合性のある規格となるように検討することとしています。</p>
441	一般社団法人日本アマチュア無線	<p>平成25年2月7日付けの報道資料によって意見募集が行われている「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等」は、電波環境を著しく悪化させるおそれがある広帯域電力線搬送通信の屋外利用を図るためのものであり、当連盟はその実用化に強く反対する。</p>	<p>広帯域PLC設備の屋外(分電盤から負荷側に限る)利用については、規制緩和の要望や事業者からの具体的な提案を踏まえ、御指摘の内容についても配慮しつつ、情報通信審議会において審議が行われました。許容値については、広帯域PLC設備が無線設備と共存できる条件としてシミュレーション及び実証実験の結果から導出された結果です。</p>
442	JK Radio株式会社	<p>前回意見募集の結果に耳を傾けようとせず、省令等を改正される姿勢に疑問を感じます。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000176127.pdf 具体的には、上記URL中において「1 委員会報告案全般に対する主な意見」を読みますと、屋外利用反対が優勢と考えられます。 「2 許容値、測定法に関する主な意見」及び「3 その他の技術的条件に関する主な意見」で述べられている意見に対する、回答(委員会の考え方)は満足に答えられているとは考えられません。 「4 検討の進め方に関する意見」並びに「5 その他の意見」でも屋外利用に反対する意見や検討の進め方に対する疑問が目立っています。特に74の意見に「作業班事務局(総務省電波環境課)が取りまとめた最終報告書案では作業班で合意を得た内容とは異なる記述に書き換えられてしまっていたことから、当連盟では、報告書の内容を作業班で合意した内容に書き改めるよう2回にわたり意見書を作業班事務局に提出したが、記述が改められることはなかった」とあります。これに対し、委員会の考え方では「意見書等は、委員会報告案及び作業班報告に反映しています」と回答されています。 この74のやり取りについて、下記URLでは「しかし、その作業班メンバーである連盟から作業班の運営に対して疑義が提示されているにも関わらず、意見募集結果の委員会の考え方では「委員会報告及び作業班報告に反映している」と、意味不明な記載となっております」との記述があります。このような互いの主張の相違は省令等の改正をする前に解決しておくべき問題と考えられます。 http://www.jarl.or.jp/Japanese/2_Joho/2-7_plc/powerline-communication.htm 上記に述べましたように、反対意見が多いこと、作業班運営の問題も指摘されている中で省令等を改正をする根拠が分かりませんでした。もう少し慎重に議論を積み重ねていく必要があるのではないかと考えられましたので、冒頭の意見を述べました。</p>	<p>PLC設備と無線LANは、様々な環境において、それぞれの特性を活かした使用方法が考えられます。</p> <p>総務省が把握している混信等苦情相談件数は平成19~23年度で5,437件となっております。このうち、屋内で利用するPLC設備からの漏えい電波に</p>

443	個人 他3件	<p>広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用については断固反対します。</p> <p>昨今電波環境は悪化の一途をたどっています。各種電気器具から放出されるノイズ、特にインバータ障害等で既に悪化しているこの環境を更に汚染する必要性がどこにあるのでしょうか。</p> <p>ネット接続は既に光ファイバーやADSL、CATVのみならず携帯電話会社のLTE等で高速な接続環境が整備されています。ノイズを放出するばかりか逆にノイズに弱い電力線搬送通信の屋外認可を、電波環境を守らねばならない総務省が認可する理由が分かりません。</p> <p>放送送受信障害等の観点からみても短波放送の受信には相当な影響がある事は、既に認可されている屋内用電力線搬送通信からのノイズでも明らかです。</p> <p>一方、無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に関してはWRCの決定を受け技術基準等が厳しい方向へ改訂されています。それと矛盾する技術であるこの電力線搬送通信の屋外利用を認めることは誤りではないでしょうか。</p> <p>この問題は日本国内の電波状況のみならず、近隣諸国の短波通信にも影響を与える物だと思われます。</p> <p>また一度許可してしまうと、海外の違法なハイパワーPLCルーターが多量に国内で使用される可能性も考えられます。</p> <p>総務省・電波監理審議会 会長 前田忠昭氏が出した平成19年3月23日付け付議第1号他15件の付議事案 決定案の議決に係る総務大臣への要望の中にも</p> <p>5. 以上の諸事情を考慮すると、将来の予防的観点及び技術の導入に対する社会的理解の促進の観点から、PLC機器と他の無線設備の共存がより一層確実に担保されるとともに、可能な限り国際的に整合性のある規格となるように、我が国の技術基準及び測定法を見直し、ノッチフィルター内装の有効性、必要性等を含めて、技術的事項や規制の在り方等について早期に検討を開始し、その正当性につき一定の判断を行うのが適当である。</p> <p>6. その際には、PLC機器からの電波漏洩による障害発生の可能性が排除できない以上、PLCの導入による社会的な便益及び障害発生の可能性の程度、並びに万一障害が発生した場合の対策を、できる限り具体的に検討するべきである。また今後、PLC機器の型式指定の範囲を拡大することの是非を検討する場合にも、以上の点につき考慮を尽くすべきである。</p> <p>以上、要望する。</p> <p>とあるが、考慮が十分に尽くされているとは言えず、電力線搬送通信の屋外利用を認可するのは時期尚早であり、認可そのものについての議論をすべきです。</p>	<p>より他の無線システムに障害が発生したと確認したものはなく、アマチュア無線業務に混入するノイズは他の原因が考えられます。</p> <p>なお、CISPRでPLC設備に関する技術的条件が策定された場合は、可能な限り国際基準に整合性のある規格となるように検討することとしています。</p>
447	個人	<p>PLCの屋内基準を例外規定とし、原基準より緩和することは、医療機器、電波天文学、海外短波受信及びアマチュア無線の受信に障害を及ぼすことが明らかである。</p> <p>現在のノッチ等で、室内のPLC基準での他の施設等への妨害・障害が無い状況が明らかでなく、検証も行われていない状況で、屋内基準より緩和された基準で屋外でのPLC(パワーラインコミュニケーション)が許可された場合、微弱電波を受信しかつ活用している様々な機器への影響が大きいと判断する。</p> <p>屋外でのPLC利用に向けての規制緩和に反対する。</p> <p>且つ、屋内利用にあっても、無線LAN等で代替が可能であり、利用者が少ない現状を鑑み、他国においてPLCを認めたものを破棄した事例もあることから、全面的なPLC利用排除を求める。</p>	
448	個人	<p>PLCの屋外利用に原則反対いたします。</p> <p>私は、アマチュア無線において短波帯の通信を楽しんでおります。</p> <p>PLCを屋外で利用することが一般化することにより、ノイズの発生が増えることが予想されます。また、PLC以外にもインフラの整備方法はかなり進んでおります。従いまして、HFのアマチュアバンドの通信に障害が起こらない程度のノイズ発生なのかを十分検証するとともに、ノイズがPLCと関連が疑われる場合は十分対応をするなどの対応をしっかりとすることを明記する、または、PLCを利用しないことをお願いします。</p>	
449	個人	<p>今回の電波法施行規則等の一部を改正する省令案については、以下4点の理由により全てに反対いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 技術的検討が不十分であること 2. 屋外利用を認めるべきとの結論を得ることとはされていないこと 3. 主管庁における混信等防止への対応が検討されていないこと 4. 広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用が他の無線通信により受ける混信等の検討が行われていないこと 	
450	個人	<p>日本アマチュア無線連盟会長声明の内容(以下のURL参照)を支持し、本改正案には断固として反対いたします。</p> <p>http://www.jarl.or.jp/Japanese/2_Joho/2-7_plc/powerline-communication.htm</p>	
451	個人	<p>広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用に反対します。すなわち、改正に反対します。</p> <p>http://www.jarl.or.jp/Japanese/2_Joho/2-7_plc/powerline-communication.htm</p> <p>に書かれている通り、これまでの数々の意見を無視し、強引に屋外利用を進める姿勢には疑問を感じます。</p>	
452	個人	<p>今回の改正案に対して断固反対です。</p> <p>それはアマチュア無線に対する影響が十分に検証できていないためです。このままではアマチュア無線のHF帯は運用出来ない可能性があります。ぜひもう一度広く検証して頂きたい。よろしくお願いします。</p>	
453	個人	<p>「広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用に係る省令等改正」に反対します。</p> <p>許容値について何の合意もそれで大丈夫と言う確証も得られておりません</p>	
454	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用については反対します。 ・この設備については屋外、屋内であっても短波帯を使用するために電力線から搬送波が漏れ出し短波帯の受信環境を著しく汚染します。 ・国民の生活を苦しめる広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用はもとより屋内利用にも使用不可とするべきである。 ・短波帯の受信環境を著しく汚染する広帯域電力線搬送設備の利用から国民の生活環境を守る観点からも、一般公衆回線やデータ通信回線については通信速度が速く広帯域な光回線設備やマイクロ波回線設備を安価な料金で利用促進するべきである。 	
455	個人	<p>「本省令等改正案に反対します。」</p> <p>アマチュア無線通信を趣味として技術向上を目指している者(個人)です。</p> <p>広帯域電力線搬送通信設備(PLC)は我々日々短波通信を行っている者としては広範囲の雑音発生源であり、屋外電力線を利用した搬送方式は容認出来ません。</p> <p>屋外利用のみならず、現状の屋内利用装置についても廃止を求めます。</p>	
456	個人	<p>広帯域電力線搬送通信設備の定義を屋内・屋外の分類に反対します。</p> <p>現状でも長波・中波・短波・超短波の各領域で管理されていないレベルのスプリアスが多く微弱電波の受信実験に障害が発生しています。</p> <p>広帯域電力線搬送通信設備はこれまで通り屋内に限定とし、伝導妨害波の電流規制値はより厳しく改正してください。</p> <p>屋外での広帯域電力線搬送通信設備の使用はより厳しい伝導妨害波の電流規制値をに移行し妨害波がどのように変化したか変化を明確になってから行ってください。</p>	

457	個人	<p>広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用に反対します。</p> <p>広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用すると、短波帯の受信に影響が出るため容認できません。</p> <p>また、アマチュア無線では、電離層反射による遠距離通信が行える唯一無二の周波数ですが、こちらにも甚大な影響が懸念されます。</p> <p>電離層反射による様々な通信の実験に支障が出ます。</p> <p>昨今、微弱電波通信の実験が頻繁に行われており、かなり弱い電波でも送受信できる技術が出てきています。アメリカを始めとする諸外国と活発な技術交流が行われていますが、日本だけ通信できなくなる恐れがあり、技術の後退をまねかねません。電波利用環境がインバータ障害等で既に悪化している現状で、さらに悪化させてしまうことになるため、こちらでも容認できません。</p>
458	個人	<p>1.WIFI等、世界的に共通の無線方式による通信手段が既に存在しており、かつ、その価格も非常に安くなっている現状を考えると、いまさらPLCを導入しても混乱を招くだけである。</p> <p>2. PLCによる電波障害が各国で懸念されて導入を取り止めている事実を無視して、日本が強行して導入すれば物笑いになるだけである。これは国益にも大きく影響する。</p> <p>3. 粗悪な海外製品が流入することは必至であり、その際、電波障害は更に深刻な問題となるのは目に見えている。</p> <p>以上の3つの理由から、導入に断固反対します。</p>
459	個人	<p>広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用に反対します。同一周波数帯のアマチュア無線業務にとって、微弱な信号の受信に支障となる恐れがあり、またアマチュア無線局側が発射する電波によって広帯域電力線搬送通信設備側にとっても障害を受ける可能性があるためです。</p>
460	個人	<p>日本には優秀な無線LANがあるのに、わざわざ有害電波をまき散らすPLCを屋外で使うメリットはありません。現在でも、エアコンなどのインバータノイズが市街地では満ちあふれています。これ以上、電波環境が悪化すると、中波放送が使えなくなったり、短波通信が困難になります。どうしてもPLCを屋外で使いたいのであれば、電線を地中に埋設すべきです。それをやらないのであれば、PLCに反対です。中波、短波帯でアマチュア無線が楽しめなくなります。</p>
461	個人	<p>広帯域電力線搬送通信の屋外利用に反対する。</p> <p>各種電子機器や無線設備に対する、不要輻射の規制が強化されている。一方、本件は、電力線搬送で使用する周波数帯域において、輻射が発生する。屋内においてはまだしも、屋外において十分な輻射低減策と規制が議論され、技術確立が行われているとは言い難い。</p>
462	個人	<p>広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用について意見を述べたいと思います。</p> <p>隣の庭で行われたら、弱い信号を受信できなくなると思いますが。大電力の放送局の情報を受信するのではなく、やっと聞こえるか聞こえないかの微弱な信号を受信し、交信いたします。また、今の時代に無線ラン以外に、わざわざ電波法施行規則を改正してまで、こんな物を使用しなくても良いと思います。</p>
463	個人	<p>本案件については、反対いたします。</p> <p>このPLCの使用目的に関して、屋内PLC導入の時各電機メーカー等から有線LANに代わるものとして発売されました。しかし数年が経った現在、店頭からは見かけることも少なくなっている現状を考えると、消費者からは不必要であると判断されたものとみなすことができます。屋外PLCに関する使用目的も不明な点が多く、この使用に関してのメリットがはっきりと間に伝わらない中、説明を広く行わずにとりあえず実施できるようにするというのは、いかがなものでしょうか。このPLCの使用は電波では短波帯を使用するので、その周波数帯で行われている無線通信、放送受信への影響が関係団体等から指摘されている中、利用目的について広報活動も積極的に行わないというのは理解に苦しみます。放送受信は広く一般の人も利用するもので、それを阻害する可能性があるものに対しては、もっと国民に広く知らせておく必要があるかと思えます。PLCは電力線を使用したものであり、これは商用電源の周波数の電流を流すことを想定したもので、高周波電流を流すためには一切想定されておりません。漏洩電流も大変多く、仮に法令案のとおり一定の基準を設けられたとしても、それを順守できるようにしたとして、果たして使用するのに適した物となっているのでしょうか？PLCを一部解禁したあと浸透せずにいる中、使用目的も国民にはっきりと示さずにとだ利用範囲を広くするというのは到底受け入れられるものではありません。</p>
464	個人	<p>1) 2MHzから30MHzまでの周波数帯域は、唯一、電離層反射通信が行える貴重な周波数帯域である。他にこのような周波数帯域は無い。</p> <p>2) 2MHzから30MHzの短波帯の電波は微弱電力でも十分に電離層反射を利用した遠距離通信が可能である。</p> <p>3) 即ち、PLC電波は微弱電力でも容易に遠距離まで到達し得るものであり、既存のアマチュア無線局などの通信局や国際放送などのラジオ受信に対し大きな妨害を与える。</p> <p>4) この貴重な周波数帯域を、極近距離のデータ通信に利用する事や、2MHzから30MHzまでもの広帯域を輻射電力が小さいとは言え、僅か1局のPLC設備が占有する事は電波資源の有効活用には反する。</p>
465	個人	<p>「広帯域電力線搬送通信設備(PLC)の屋外利用」は既存の無線局の運用、ラジオ局受信に関して障害を発生させるので今回の改正に反対します。</p> <p>1.ラジオ受信に関し多大な障害を発生させる可能性が高い。</p> <p>2.無線局の運用に関して多大な障害を発生させる可能性が高い。</p> <p>3.PLC設備を誰が使用しているか分からないため障害を受けても対策を取ることが不可能。</p> <p>短波2～30MHzは、航空、海上通信や短波放送、アマチュア無線等が利用しており、特に短波放送やアマチュア無線では、数μV/mレベルの弱い電波を捕まえることを日常的に行っている。今回のPLCの野外利用が認められてしまえば隣近所から雑音は漏れ出し微弱な信号をとらえることができなくなることは容易に想像できる。本来、漏れ電波はその電界強度で規定すべき事柄である。PLCは微弱電波の強さと同等であると聞く。無線局でもないのに強い電波を放射してしまう機器の利用を認めようという考え方は根本的に間違っている。本来、無線設備ではないものなのに漏れ電波をだし周辺の受信環境を悪化させる機器をなぜ許可しようとするのか理解できない。PLCは有線通信であり、通信線から漏れ出る不要電波はゼロにしないといけない。PLCからの漏れ電波は受信側に深刻な妨害を発生させしかもそれを受信側で排除できないものである。だったらそんな機器は使ってはいけなと思う。近年は無線LANが普及しておりその速度も必要十分になっている。このような状況で妨害を発生させるような機器の中に普及させる必要はない。PLCの検討会議の中で『現在ある雑音レベル以下であれば雑音を出しても構わない』といった発言があったと聞いているがこの考え方が根本的に間違っている。雑音はゼロであるべきだ。私は約30年アマチュア無線を運用してきており、特に2-30MHzを特に利用している。一般住宅地で開局しておりこの10年で雑音が増えたことを実感してきた。今回のPLC野外利用が各家庭で浸透してしまえばアマチュア無線を続けることは不可能になると考えている。そのようなことになったら誰がどのように責任を取るつもりなのかはっきりさせてほしい。私は今回の「広帯域電力線搬送通信設備(PLC)の屋外利用」の規制緩和に反対します。</p>
466	個人	<p>PLCは既に欧米諸国では主流になりえない過去の技術として廃れています</p> <p>しかし その代償の 電波環境の汚染は酷く なぜいまさら こんなものを導入するのはなほ疑問におもいます 同時に 資源の無駄使いと思われる 断固 反対いたします。</p>

467	個人	<p>PLCの屋外使用に反対します。</p> <p>PLCは既存の無線局や放送に対して受信妨害を起こすことが懸念されており、しかも技術的に解決していません。このような状態で規制緩和することに反対します。また、PLCよりも安価で高速な通信手段が確立されている現状から、諸外国でPLCを採用するところは殆ど無くなっていると聞きます。無理にPLCを導入する意味は日本国内に於いても理由が見つかりません。</p> <p>LED電球、太陽光発電、その他ハイテク電子機器の普及により電波環境はますます悪化しています。規制値ガイドラインが確立される前に普及させているのが原因です。貴重な共有資源「電波環境」を守るためにも慎重な対応を要求します。</p>
468	個人	<p>反対です。アマチュア無線局がノイズの悪影響を受ける可能性があると聞きます。逆にアマチュア局が悪影響を与える可能性があると思います。どのようなシステムかはわかりませんが、ACラインからのノイズの混入、深刻的です。それとも、その周波数をカットするフィルターを全世帯に設置していただけるのでしょうか？アマチュア無線だけではありません。オーディオ関係でも問題視されていませんか？実態はわかりませんが、重要なインフラはクリーンであってほしいものです。開発した技術を製品化しなくても。現状、家庭内の商品も売れてませんよね？こんな法改正をするくらいなら、太陽光発電のノイズを規制して欲しいのです。微弱無線局なら兎も角、広い範囲へのノイズ、アマチュア無線からHF帯を奪う気なのではないでしょうか？電力2社、パワーコンディショナ製作会社、その他に太陽光発電のノイズについて聞きましたが、まともな回答は得られません。規制が無いからです。不味いですよ。この法改正。アマチュア無線局が、世の中の為になることだってあるんです。ご理解ください。</p>
469	個人	<p>アマチュア無線局を開局している者ですが、PLCの周波数はほとんどアマチュア無線の短波帯を利用しています。その周波数は外国との交信に主に使われておりますが、弱い電波の局との交信に大きな妨害となります。それでなくても雑音と同じくらいの強さの電波を受信して交信しているのに強い電波を漏らされてはアマチュア無線を止めると言うのと同じです。現在は無線LANも利用できますので、わざわざPLCの電波を電灯配線を利用して送らなくても良いと思います。それで無くとも現在のLED照明の雑音などで(人工雑音)通信が困難になってきています。これ以上雑音を増やさないで欲しいと思います。PLC伝送は絶対に反対です。</p>
470	個人	<p>既存の放送局の番組聴取や無線通信施設の運用に対する影響が考えられるが、技術的にそれらが解決されていないと考えられる。また、他の通信技術が数多く実用化されている今では、有効的な通信手段だとはもはや言えなくなっていると考えられるため。</p>
471	個人	<p>電力線に高周波を重量させて情報を搬送する技術については、短波帯の電波として周囲の空間に放出される可能性が実験等で指摘されており、短波帯を使用する通信に影響を与えかねないと懸念します。クリーンな電波環境を守るという観点から、本案件を許可することに反対します。</p> <p>本方式によって伝送できる情報量には限りがあるため、近い将来にその技術が陳腐化する可能性が高いと考えます。現時点での設備投資が近い将来に無駄になる可能性も高いと言えます。長期的に考えると、本方式に比べて圧倒的に大きな情報量を伝送できる光ケーブルの整備を進めるべきだと考えます。</p>
472	個人	<p>PLCの屋外利用に関する規制緩和を行うべきではない。</p> <p>現在でも、特に住宅密集地においてはインバーターノイズなどの高周波ノイズが、原因を特定するのも手間暇がかかり、また対策をするのにも膨大な時間の手間暇がかかります。有益な電波利用をするには、高周波ノイズは公害でしかありません。普及をしてからでは取り返しがつかないのです。</p>
473	個人	<p>1 ITEの業界自主規制であるVCCIクラスBの許容値を満たしていても近隣で使用されると無線通信の深刻な妨害となる。電波環境をこれ以上悪化させないためには環境雑音レベル以下まで放射妨害波を低減させる必要があり、原案の規制値では全く不十分である。</p> <p>2 妨害波を受信しても個々のPLCを識別する方法がなく、発生源の特定が不可能で対策が極めて困難である。総務省は屋内PLCでも「電波法第101条による措置が可能」との主張であったが、総務省の主張が真であれば、私が管理する無線局に現に生じている屋内PLCによる妨害の発生源を特定して除去できるはずである。事後の規制の実効性はなく、屋外PLCは屋内PLCよりも妨害波が屋外に放射されやすく被害がより深刻になる。事後の規制が実際にできないのであれば、あらかじめ放射妨害波を環境雑音レベル以下に厳しく規制する以外に方法はない。</p>
474	個人	<p>屋内PLCが発売された際にも非常に懸念しておりましたが幸い実害が出る程の普及率では無いために今は問題が表面化しておりません。今般、広帯域電力線搬送通信技術を屋外利用するとの事で更に憂慮しております。昨今、スイッチング機器、インバーター機器が増え昔より短波帯を含め電波環境は悪化の一途を辿っています。この上、本技術が採用されると短波放送等に大きな影響を与えるのは必至と考えます。技術の進歩で代替手段が多く有る中で本技術が許可される事が理解できません。今後もクリーンな電波環境を保って頂く事を願っております。</p>
475	個人	<p>「広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用」に反対します。</p> <p>各種電気器具から放出されるノイズは増加の一途でありこれ以上の環境悪化を推進する可能性が極めて高い本件に反対です。</p> <p>放送送受信障害等の観点からみても短波放送の受信には相当な影響がある事は、既に認可されている屋内用電力線搬送通信からのノイズでも明らかです。</p> <p>一方、無線設備のスプリング発射の強度の許容値に関してはWRCの決定を受け技術基準等が厳しい方向へ改訂されています。それと矛盾する技術であるこの電力線搬送通信の屋外利用を認めるべきではありません。</p>
476	個人	<p>前回の屋内使用においても若干影響がみられましたので、今回の屋外使用となると様々な影響が懸念されます。我々アマチュア無線のみならず、医療機器、電波を利用した天文観測等微弱な電波を利用する分野への影響は計り知れません。</p> <p>近年その他のブロードバンド等の利用が広まる中で今更との考えもあります。</p> <p>屋外での利用は断固反対いたします。</p>
477	個人	<p>広帯域電力線搬送通信に反対します</p> <p>今更、通信速度の上からない電力線搬送を行う事により、ノイズが増え環境を今以上に悪くするくらいなら、別の手段で通信を行いノイズの少ない環境を将来の為に残すべきと考えます</p> <p>実際別の手段で、事が足りてる状態の中で、電力線搬送を行いたいと考える方たちは、少数の団体や人達と考えます</p> <p>その為にこれ以上、世の中にノイズをまき散らす物が増える事が、将来の為にとなるとは、考えにくいと思います</p>
478	個人	<p>広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用に“反対”である。</p> <p>そもそも、広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用の必要性が明示されておらず、何のための法改正であるのかが不明であり、問題である。また、当該設備の屋外利用を行うという事は、短波放送・アマチュア無線等に不要な混信を生じさせる可能性がある。短波では、季節・時間等により伝搬状況が変化し、混信(=妨害)が遠距離にまで及ぶ可能性を持っている。また、搬送媒体となる電力線は生活空間のすぐ近くまで密に張り巡らされているので、その影響は甚大であると思われる。“許容量”の数値で単純に線引き出来るものではないと考える。インターネット等が普及した現代であるが、短波放送等の歴史的・文化的価値がもっと評価されてしかるべきである。意義の見えない法改正は、厳に慎むべきである。震災時にインターネットが混乱したことも考慮し、別の通信手段としての短波を混信なく確保すべきである。(支援の手を差しおける側が混信して、重要な情報が入手出来ないのでは、あまりにお粗末である。)</p> <p>歴史・文化を失うのは一瞬である。しかし、それを取り戻すにはあまりにも長い時間がかかる。取り戻せないリスクも考慮すべきである。再度申し上げます。広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用に“反対”である。</p>
479	個人	<p>広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用を反対します。</p> <p>現在、アマチュア無線を楽しんでおりますが都市部ではノイズにより音楽しめなくなってきました。(ノイズばかり聞こえる)今回これが決定されればますます電波環境が悪くなる事が予想されます一アマチュア無線化として今回の取り決めに反対いたします。</p>

480	個人	<p>PLCの屋外利用に反対です。現行のまま屋内利用に限定すべきであり、屋外に拡大すべきではありません。</p> <p>理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 屋外に拡大利用するメリットが極めて小さい。日本は光ケーブル網が既にかかなりの割合で普及し、複数の事業者による安定した高速通信網が十分に確立しており、今改めてPLCの屋外利用を開始する意義が見いだし難い。 2. 国中に張り巡らされた電力線から空中に輻射される電波ノイズの増大や、電力線から電源回路を通して直接電子機器へ混入する電子ノイズの増大による悪影響が懸念される。(医療機器、天体観測機器、アマチュア無線機器、家庭用電子機器等) <p>もし、各電子機器がにフィルターやシールド等のノイズ対策追加が必要になれば、製品のコストアップになる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. EUやIECを中心とする国際的な潮流は、不要輻射規制の強化等、地球環境への負荷低減であり、今回の屋外利用拡大が将来、国際規格と齟齬をきたし、非関税障壁と非難されないかが懸念される。
481	個人	<p>広帯域電力線搬送通信設備(以下PLC)を屋外で使用する事の必然性が乏しいと考えます。すなわち、PLCの屋外使用をしなくても、無線LAN等の既存の電波利用で対応可能であり、また、PLCが、それら既存の電波利用に比べて、経済性、利便性、信頼性、安全性等で特段に優れているとも思えません。</p> <p>他方で、PLCの屋外使用により、短波帯の無線システム等に悪影響を与える可能性が増えることは否めないと考えます。これらのことから、今回の省令改正案に対して反対します。</p>
482	個人	<p>私は35年来、短波帯の放送受信を愛好するものですが、近年の短波帯受信環境…つまり人工的な外来雑音による受信環境は劣悪を極めてきております。特に広帯域電力線搬送通信設備…所謂屋内PLC装置が一般家電量販店で販売されるようになってからは、近隣で使用される世帯が多くなった結果、その雑音により受信環境が悪化したことは言うまでもありません。今回広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用に対して、電流許容値を-10デシベル低減したところで、屋外に電波を漏洩させることには変わらず、更に受信環境が悪化することは言うまでもなく、私は広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用に断固反対致します。</p> <p>インターネットなどにも記述されておりますが、アマチュア無線の周波数帯はフィルターにより雑音が低減されていても、雑音による影響は酷いとのことですが、私の受信する周波数はそのフィルターがかかっている周波数ですので、更に酷くなることは目に見えております。短波放送を受信することを奪わないで頂きたい!</p>
483	個人	<p>短波帯の電波環境に対して問題の多いPLCの屋外利用に反対いたします。PLCは、緊急時の無線通信を阻害する可能性が高く、通常の無線通信にも妨害を与えることは明らかです。電波法施行規則等の一部を改正する省令案に反対いたします。</p>
484	個人	<p>屋外PLCに反対します。</p> <p>無線LANによる接続方法が確立されている今、屋外PLCに需要が有るとは思えない。また、電力会社側から需要があるような様子が見受けられないのに進めようとするのは何故なのか?</p>
485	個人	<p>PLCについては導入当初よりJARLを始め各方面からその影響について意見が提出され、行政訴訟となっているものであるにも関わらず、屋外導入を前提とした意見募集が行われること自体納得できません。PLCの有効性だけでなく、影響調査の手法についても大いに疑問が残ります。先のSBMへの900MHz帯割り当てのデキレースに限らず電波行政には不透明な点が多く、「電波の適正利用のため」と称した電波利用料を納付している者の一人として、今回のPLC屋外利用解禁について断固反対します。</p>
486	個人	<p>PLC導入に反対。大規模な導入は無線通信や短波放送などの通信に悪影響を与える懸念がある。にもかかわらずその悪影響を過小評価しているのではないだろうか。インターネットは光ファイバーが主流になりつつあり、また無線LANなどワイヤレスによる通信が普及している中でPLC導入はその必要性を特別感じない。原子力行政やエネルギー問題でもいえることだが、この国では御用学者がひっついてその業界の利益に沿ってなし崩し的に物事が決まってしまうのではないか。そのような悪しき考え方はもうやめてもらいたい。</p> <p>このパブコメもPLC導入ありきで「外から意見を聞きましたよ」という表面的なアクションに利用されているに過ぎないのではないか。パブコメとかいってても全然広く伝わってない。より多くの人に知ってもらおう努力とその問題に関心を持ってもらうことがパブコメの意義だと思うが。</p>
487	個人	<p>2MHz～30MHzまでの周波数を用いたあらゆる「広帯域電力線搬送通信設備」の利用に反対します。</p> <p>現在の屋内「広帯域電力線搬送通信設備」も無線通信を妨害していると判断しております。そのため、それらの新規の販売を禁止し、期限を切ってフェードアウトさせるべきです。</p>
488	個人	<p>「広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用に係る省令等改正」に反対します。</p> <p>PLCは家庭内にあるパーソナルコンピュータ等のネットワーク機器を、コンセントと接続して手軽かつ高速なデータ通信を可能とするものです。</p> <p>しかし、現在では無線を用いたデータ通信技術が飛躍的に向上したばかりではなく、それらを利用した一般家庭向けの、いわゆる「無線LAN」機能を持つネットワーク機器や、それと接続する機能をもったパーソナルコンピュータや携帯端末が低廉な価格で提供され、屋外においても同じ規格を用いて携帯電話会社などが提供する、いわゆる「公衆無線LAN」サービスを利用することもできます。</p> <p>こうした状況の変化を考慮すると、PLCのもつ、他のデータ通信手段と比較して手軽かつ高速なデータ通信を可能とする技術的優位、必要性は既に失われており、PLCの屋外使用による利益よりも電波環境の悪化を招く可能性という不利益の方が上回ると考えられるためです。</p>
489	個人	<p>広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用範囲を拡大には反対致します。</p> <p>高周波使用を想定していない電力線に高周波を使用することは空中に高周波を放射することになります。</p> <p>また、一般に短波と呼ばれる帯域を使用することは航空機や船舶、アマチュア無線など微弱な電波を扱う所では無線通信に妨害を与えることとなります。また、アマチュア局から放射した電波が、広帯域電力線搬送通信設備を使用する設備に対して何らかの影響を与える恐れがあり、使用できないことも考えられます。このため使用できない事により、アマチュア局が悪者扱いにされるなど何らかの不利益を被ることがあります。通信速度についても無線LANには太刀打ちできない状況になっているので、今となっては使うに値しないものと考えます。都市部にノイズが多くなりつつある昨今、これ以上の高周波を空中に放射することによる電波環境の悪化を避けるべきと考えます。</p>
490	個人	<p>広帯域電力線搬送通信(以下PLC)の屋外利用につき、原案に対して修正を希望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) PLCが屋外でも使用されるようになると、本来電力の搬送にのみ使われるように設計された、高周波信号の遮蔽を考慮していない屋外の電力線に、高周波信号が重畳されるようになるので、微弱電波を扱うアマチュア無線に深刻な妨害を与える恐れが高くなる。 (2) 屋内用PLC機器は、「メーカーの自主規制で」アマチュア無線周波数帯をフィルタで除外しているが、屋外用PLCの解禁にあたっては、その影響範囲の多さから、この除外を「法令による義務で」行うべきである。

491	個人	<p>広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用(以下、「屋外PLC」と呼ぶ)についての検討は、2011年3月11日に作業班第1回合 合が予定され、開催直前に起きた東日本大震災により当該会合の開催は中止された。それからちょうど2年後にパブコメ の締め切りが設定されたことは歴史の皮肉なのかもしれない。</p> <p>作業班では、屋外PLCの検討は屋内PLCの技術基準は正しいという仮定(前提)の下で進められた。しかし、屋内PLCモデ ムを用いたこれまでの複数の実測により、日本に多い木造住宅で屋内PLCを用いると周囲雑音を数10dBも越える強力な 妨害電波が例外なく測定されている。これは、屋内PLC用技術基準に重大な瑕疵があることを示しており、従って、屋内 PLC用技術基準が正しいという仮定の下で作成された屋外PLC用技術基準にも同様の瑕疵が存在することを意味する。</p> <p>事実、PLCによる妨害波生成機構の研究から、ITU-R、ITU-Tそして日本を除くCISPRの専門家達の多くは、PLCによる妨 害波を軽減するためにはPLCの送信電力を制限する必要があるとの見解を示している。これは、電力線に注入されたデ フォルト電流の一部が、妨害波源となるコモンモード電流に変換されるためである。しかしながら本屋外PLC技術基 準では、PLCモデムが電力線に注入するコモンモード電流のみを規制すればよいという、世界の専門家間の常識に反する 技術基準としている。</p> <p>総務省電波環境課は従来、屋内PLC技術基準が100%妨害を起こさないものではなく無線通信を保護するための予防的 措置を定めている、と言い逃れてきた。現実には予防措置は何らの効果も挙げておらず、同課はただひたすら強い妨害を 生じる事について見て見ぬ振りをしてきた。原子力行政はその失政により国民の信頼を完全に失った。良い電波環境を保 持する重要な仕事をしてきたはずの電波環境課が電波環境の悪化を手助けする結果となったことは、原子力行政と同様、 国民からの信頼を失うこととなった。</p> <p>この際、世界の専門家の常識に反している屋外PLC技術基準については、屋内PLC技術基準も併せて、白紙撤回し、一か ら検討し直すことを強くお勧めする。</p> <p>国民から提出されたパブリックコメントに対し「今後の参考とさせていただきます」と肩すかしをすることなく、屋内屋外を問 わず広帯域電力線搬送通信設備からは勇気ある撤退をするべきである。</p>
492	個人	<p>原案に反対します。広帯域電力線搬送通信設備の不要な漏洩雑音を現状よりもさらに低減する、あるいは漏洩雑音を輻 射しない他の通信手段を利用するよう求めます。</p> <p>現状すでに日本の住宅地や市街地における短波帯の雑音は、短波通信や放送受信に障害を与える高いレベルです。光 ファイバや電話など既存の通信回線が利用できる現状で、電力会社など特定企業の利益を一方向的に優先するために日本 国内の電波環境をさらに悪化させておこなう電力線利用の通信を拡大するための法改正に反対します。</p> <p>電波法100条二に照らしても、他の電波利用の通信に障害をもたらす屋外電力線通信は、妥当な通信方法ではないと 考えます。仮に屋外電力線を使用して通信が行われる場合、現状の規制値から短波帯でさらに10dB以上の雑音上昇が 生じるようでは十分な通信業務が果たせない状況になることは明らかです。漏洩雑音は現状よりもさらに厳しい規制値で あることが望まれます。</p>
493	個人	<p>PLCについての屋外使用に反対します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々なネットワーク通信技術が既に確立、成熟しているにも関わらず、既存無線通信インフラへ影響を与える懸念のあ る、新たなPLC技術を屋外使用採用する理由が分からない。 ・ 電力会社と一部政府機関との力関係、利害関係が背景にあると察せられる。東日本大震災以降、政府・電力会社が注 力すべき先は別にあると思われる。 ・ PLCによるノイズが発生し、既存の中波、短波通信に影響が懸念される。また、対策についても十分な考慮がされてい ない。
494	個人	<p>以下の理由により原案に反対し廃案を求めます</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今回の制度整備の根拠がない。PLCでスマートメーターを実現する。という目的で内閣府から屋外PLC実現の可否を 検討するという閣議決定がなされました。ところがPLCでスマートメーターを実現するというメーカーからの提案が1件も出ま せんでした。その後、総務省、業界団体は電気自動車やプラグインハイブリッド車の充電状況確認に使うとし検討を進めま す。つまり、検討の根拠をすり替えています。検討の根拠を失ったものをそのまま検討し続けるのは不要な行政を行うこと に他ならず、検討そのものが、国費のムダ使いであると思えません。そもそも、スマートメーターは分電盤から配電線 側に設置するもので、今回の配電盤から負荷側という条件では、もしも今後スマートメーターへの転用が実用化される段階 があれば、改めての検討になります。つまり、閣議決定に反する検討内容になっているということです。検討開始の条件に 合致しないものに対して改正を行うのは誤りです。 2. 検討が粗雑であり、法に言う「妨害を与えないと認めるとき」にあたらぬ。 このような高周波利用設備では法100条の二 無線設備及び前号の設備以外の設備であつて十キロヘルツ以上の高周 波電流を利用するものうち、総務省令で定めるもの 2 前項の許可の申請があつたときは、総務大臣は、当該申請が第五項において準用する第二十八条、第三十条又 は第三十八条の技術基準に適合し、且つ、当該申請に係る周波数の使用が他の通信(総務大臣がその公示する場所 において行う電波の監視を含む。)に妨害を与えないと認めるときは、これを許可しなければならない。の「妨害を与えない と認めるとき」にあたるはずであるが、屋内利用についての電波監理審議会の審理では、「妨害を与えないことが 明らか」だが、「妨害があれば総務大臣に申し出て、その妨害を避けよ、という結論に至っている。今回の検討では、「妨害 を与えることがあることが明らか」な屋内PLCでの規制方式、規制値をベースに検討されている。つまり、屋内規格である ・2~15MHz: 準尖頭値30dB μ A / 平均値20dB μ A ・15~30MHz: 準尖頭値20dB μ A / 平均値10dB μ A に対して屋内規格策定時に検討された壁の減衰値10dBを除き、すなわち屋内規格よりも10dB低い値を示しているだけだ ある。ここには3点の問題がある。 1 現在の屋内規格での妨害発生が電波監理審議会で認定されているにもかかわらず、その値をベースにしてい る。 2 壁の減衰量を正確に見積もっていない。そもそも屋内の検討時点で、この壁で10dBの減衰をするという根拠が示 されていない。 3 たとえ屋内規格で問題が無い、壁の減衰量が10dBだとしても、建屋の外に配線をするわけであるから、隣家との 距離は半分になるはずである。その点について考慮されていない。 実験もされているが、あまりにも数が少なく特殊なケースを集めており、定量的に判断できる内容ではない。少なくとも妨害 は出ないとされた、屋内規格検討時点での結論が誤りであったのだから、その内容から検証し直さなければ恥の上塗り するだけである。 3. 他の通信に与える影響を排除する手段を取っていない。内閣府の検討時点でも、電波監理審議会の審理においても、 特定の周波数の使用抑止について言及されている。しかしながら、本案の中にも、また検討段階の資料にも、それらにつ いて言及、検討した記録が無い。他のユーザー、特に放送の受信などの可用性確保については特に考慮されなければな らない。となれば、当該周波数についての制限は別途指定されるべきである。 4. 電波行政とは、ユーザー間の混信を避け、電波の可用性を高め、公共の福祉に寄与するのが目的であろう。しかしな がら、もしも妨害があつたら、申し出れば対応する。という前提での施策では行政の任務を放棄していると思えらな い。断続的な努力による周波数調整など意味をなさず、妨害があれば対応しますとし、実際に妨害が出た場合にも妨害元が特 定できない場合、何ら対策が打たれていないのが、現在の電波環境の現状だ。そのため大変安価で可用性のあった中波 放送局のVHF移転などという理不尽な事が起きはじめている。もともと電波環境を守る立場の者が有線通信からの妨害を 認めるような規格を策定するなど、倫理の欠如としか言い様がない。まさに公務員としての責務を忘れた所行である。この ような施策が実現されるならば、法治国家の精神は地に落ち、国民の遵法精神を信頼した社会を自ら破壊することになる だろう。したがって、心ある公務員であるならば、本案は廃案にされるものと信じる。

495	個人	<p>広帯域電力線搬送通信、いわゆるPLC技術について、以前より大阪大学大学院の北川先生から問題点が指摘されている。 http://www.qc.ee.es.osaka-u.ac.jp/~kitagawa/plc/index-j.html PLC技術の正当性を主張する推進派からも北川先生の指摘に対する反論が見当たらないことから、この北川指摘については十分な理論性があると考えられる。このため、PLC技術を使用するには、屋内利用・屋外利用に関わらず既設の従来電力線を用いることを大幅に制限することが必要であり、電力線通信を前提に漏洩電力が考慮された電力線が使用出来る場合にのみとするべきである。また、電力線搬送通信はあくまでも有線通信であることから、今回の意見募集対象のうち電波法施行規則および無線設備規則で規定することはもともと法律・規則の意図に沿うことはないため、反対する。</p>
496	個人	<p>原案に反対し修正を求めます。 広帯域電力線搬送通信設備の不要な漏洩雑音を現状よりもさらに低減する、あるいは漏洩雑音を輻射しない他の通信手段を利用するよう求めます。 現状すでに日本の住宅地や市街地における短波帯の雑音は、短波通信や放送受信に障害を与える高いレベルです。光ファイバや電話など既存の通信回線が利用できる現状で、電力会社などの利益を一方的に優先するために日本国内の電波環境をさらに悪化させておこなう電力線利用の通信を拡大するための法改正に反対します。 過去の例に照らしてみても、日本国内で認可された場合、その市場を求め国外で製造される機器が現れることと思われ、それらの全てが十分に仕様、規制を満足するとは到底思われません。その状態となつてからはもはや規制することは不可能となることでしょう。 我々アマチュア無線を楽しむ者だけへの影響だけでなく、宇宙研究他にも影響を及ぼすと考えられます。 さらに、それらの機器は日本国内に留まるはずもなく、周辺国へ開発技術のみならず不十分な性能状態のまま流出し、その結果、周辺国への意図せぬ「雑音の輸出」をしてしまうことにもなりかねません。 その雑音は結局は日本国内における雑音レベルの上昇を助長することとなります。 一旦、この技術を世の中に放出してしまうと机上で想定した範囲を大きく逸脱して多方面に対し多大な被害を及ぼしてしまうことは明白です。 電波法100条ニ2に照らしても、他の電波利用の通信に障害をもたらす屋外電力線通信は、妥当な通信方法ではないと考えます。仮に屋外電力線を使用して通信が行われる場合、現状の規制値から短波帯でさらに10dB以上の雑音上昇が生じるようでは満足な通信業務が果たせない状況になることは明らかです。</p>
497	個人	<p>省令案(等)に反対する 今回の省令案(等)は、現在屋内でのみ許可されている電力線を使つての通信(以下PLC)を屋外設備に関しても広げようとするものである。 私は1969年にアマチュア無線局を開局して以来、主に短波帯を使って海外との交信を行ってきたが、PLCが屋内において許可された時から、アマチュア無線に許可された周波数帯を含む短波帯全域において、パルス状のノイズが劇的に増加した。 そのために従前の電力(10Wから20W程度)では、海外との交信が行いにくい状況が生まれている。PLCが屋外設備にまで許可されることになった場合には、この状況はさらに悪化することは間違いなく、短波帯での正常な通信を著しく阻害するものと考えられる。 また、今回の省令案(等)の改正に向けての審議会での議事録を読むと、日本アマチュア無線連盟などから出された懸念に対する回答も十分にはなされておらず、審議自体が「PLCの屋外解禁ありき」を前提に行われたものと考えられる。 よって、今回の省令案(等)の改正に強く反対する。</p>
498	個人	<p>PLCですが屋外使用を認めた場合、アマチュア無線業務の短波帯通信が使用できなくなる危惧があります。 現在の屋内使用ですら、マンションの上下の階層や一戸建てにおける隣家への影響が出ています。 テレビ、BCI、テレホンの言葉がありますが、このことはまさしくアマ無線Iであると思います。 きちんと国家よりライセンスを受けて行なっているアマチュア無線業務がこの様な不利益を受けることは全く理解出来ません。 よって私は広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用については反対です。</p>
499	個人	<p>屋外の電灯線を使用でのPLC利用は反対です。普段より短波放送を受信しているが、近隣のPLCの障害で受信環境がすでに悪化しています。それだけでなく、太陽光発電等のインバータ障害で受信環境はますます悪化しています。今後、屋外使用が解放されてしまうと受信が困難になってしまいます。放送受信障害等の観点から受信環境をさらに悪化させるようなことには反対したいと思います。</p>
500	個人	<p>私はPCLの屋外利用について、現状では肯定できるものではないと考えます。私は県立高校の1年ですが、無線通信に興味を抱いており、無線通信の阻害となりがねないPCLの屋外利用については否定的であらざるを得ません。 無線通信の阻害になる点として、 (1)根本的に現状の電線は電気通信の用途を想定していない→JARL(日本アマチュア無線連盟)の評価実験によれば、市街地において、11MHz~27.5MHzの間で阻害が確認されたとあります。手元の周波数帳でこの周波数帯を確認しますと、海外の短波放送から船舶無線、在日米軍の軍用補助無線局、洋上管制、気象庁による気象FAX放送、24MHzのアマチュア無線、JR、陸上自衛隊、消防団、警察、ラジコン、各漁協まで、その無線帯域での使用用途は多岐にわたることが確認されます。現状の電線が電気通信の用途を想定していないために発生する漏洩電波は広く影響を与えかねないと考えられます。 打開策としては日本中すべての電線を地下に埋める、もしくは漏洩の発生しない電線を用いることなどが考えられますが、これらは現実的にはないと考えます。 (注)評価実験 http://www.jarl.or.jp/Japanese/2_Joho/2-7_plc/H1902-jikken.html (2)PCLの完全な統一化が図られていない 関連企業によるアライアンスであるCEPCAが設立されたが、どこまで共通認識が定められ、機器の方向性の統一化がなされているかが明白でないために本来PCLの強みとされているセキュリティ面に不安が残ることを指摘されている (注)http://info.linkclub.or.jp/lc_pro/mailnews/2005/050614.html の2点をあげ、よりよい電波通信環境が確保されていることを願って意見を提出させていただきます。よろしく願いいたします。</p>
501	個人	<p>今回の改正案は一部の企業に有利になる法案であり、電波の公共利用に反する精神である。改正案による影響は既存の無線に対して多大な影響を与えたり、JARLなどの発表の通り屋外利用の必然性がないものと考えられます。さらに、多くの無線関係者が意見書を提出しているにも関わらず意見書が反映されていない改正案になっていることに多大な遺憾を覚えます。そのまま法案を提出することに反対を致します</p>
502	個人	<p>短波帯への妨害漏れ電波が懸念されるPLCの屋外利用については、反対です。糸島市内では、有線放送の漏れ電波により50MHz帯の利用に支障が出ている場所もあります。同じことが起こり得るので、絶対反対です。</p>
503	個人	<p>PLCについての屋外使用に反対します。 ・ PLCの屋外使用ではPLC用の電力線が敷地の外縁に沿って引き回される場合が多くなり、専門的知識の少ない国民が扱った場合、ノイズが発生し既存の中波、短波通信に影響が懸念され、特に微弱電波を扱うアマチュア無線業務に深刻な妨害を与えることが明白である。 また、対策についても十分な考慮がされていない。 ・ 様々なネットワーク通信技術が既に確立、成熟しているにも関わらず、既存無線通信インフラへ影響を与える懸念のある、新たなPLC技術を屋外使用採用する理由が分からない。 ・ このことは電力会社と一部政府機関との力関係、利害関係が背景にあることを推察してしまう。 ・ 東日本大震災・原発事故以降、政府・電力会社が注力すべき先は別にあるのではないか。</p>

504	個人	アマチュア無線局の空中線電力の伝搬に悪影響を及ぼすのは明白な技術なので採用はしないでいただきたい。家庭内PLCの延長線にある技術を屋外に拡大利用する事は重大な国家による国民主権の侵害である。他国に於いては無線技術は国民の重要なインフラであり、それを阻害する事は世論が許さない事は明白である。技術大国日本において趣味、研究の支えとなっているアマチュア無線局の存在を軽視する事は許されない事である。広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用が実用化されない事を祈る。
505	個人	屋外電力線搬送通信には反対です。 それは、この技術が中波放送や短波放送、アマチュア無線に大きな影響を与えるからです。 アマチュア無線に対して、大きな影響を与えることはすでに日本アマチュア無線連盟大阪支部が調べ分かっております。アマチュア無線に対して影響を与えられるということは、中波放送短波放送に影響を与えることも確実です。 日本は災害が非常に多い国であり、中波放送・短波放送・アマチュア無線などの短波帯中波帯を利用した通信は災害時に役立つ事は、先の震災でも分かっております。屋外PLCの利用を推進するということは、災害救助することを放棄することになり、人の命を捨てることと同じ事だと考えています。 もう少し、屋外PLC利用についてもう一度考え、既存の電波利用がどう生かされているかについて考えるべきではないのでしょうか。
506	個人	次の理由により、私は今回の提案「広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用に係る省令等改正」に反対をさせていただきます。 1. 電力線は、もともと高周波帯(ここでは、2~30MHz)の信号を載せるような設計はされておらず、まして、負荷が常に変動する性格のものだから、インピーダンスが替わり、「不要放射」は避けられない。 2. すでに商品化されている屋内用PLC装置に於いては、短波ラジオをはじめとする装置への、激しい雑音妨害が確認されている。 3. これが、屋外にまで掛けられるのであるから、いかに抑制をしたとしても、短波帯の利用に著しく悪影響、を及ぼす。 4. すなわち、致命的な妨害が、広く短波帯を利用している、特に微力な電波を広範囲にわたって受信観測をしている「電波天文」の分野をはじめ、「アマチュア無線局」、生命・財産の安全に関わる通信を行っている無線局等々、さらには医療機器や各種測定機器などへの悪影響も懸念される。 5. 我々は、できるだけ「クリーンな電波環境」を、次の世代に引き継いでいく大きな任務がある。
507	個人	1. PLCの屋外使用については、その伝導波が既存の無線局の無線業務や放送の受信、その他電波を利用する活動に対して妨害となることへの懸念が技術的に解決されていないと考えられ、反対である。 2. PLC用の電力線は敷地の外縁に沿って引き回される場合が多くなり、微弱電波を扱うアマチュア無線業務に深刻な妨害を与える恐れが高くなる。屋内使用PLC機器にはメーカーの自主規制でアマチュア無線周波数を除外するノッチが挿入されているが、屋外使用PLCの解禁にあたってはPLC周波数帯2~30MHzにアマチュア無線用周波数を除外するノッチの挿入を義務化すべきである。 3. CISPR(国際無線障害特別委員会)でPLCに関する規則が決まった場合、我が国の規制値がCISPRの規則を満たさない可能性があり、この場合、自主ルールであっても規則遵守できるように総務省指導で回収(リコール)を義務付ける必要がある。そして、屋外使用PLCについての規則改定は暫定措置の期限付きとするべきである。
508	個人	私は「広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用」に断固として「反対」します。 趣味の海外短波放送の受信に支障が発生するからです。また、ワイヤレスLANなど代わりとなる技術が多く存在する今日に、ノイズ発生源などリスクの有るPLC自体の存在意義が見い出せません。
509	個人	1. 閣議決定との齟齬があること 閣議決定は「スマートメーターの普及促進に向けた屋外通信」であったが、スマートメーターの利用についてはまったく検討されていない。したがって、閣議決定とは外れた内容であり、無意味である。 2. 屋外PLCは利用されないこと スマートメーターには450kHz以下の周波数を利用する低速PLCが実用化されている。また、ユースケースとして挙げられている防犯カメラ、EV充電スタンドは、PLCに依らない既存の技術を用いた方が、より高速で安定した通信を低廉に実現することができる。したがって、屋外PLCが広く使われることはない。 3. 技術的に十分な検討がされていないこと PLC-Jが提出した測定には技術的に不十分なものであり、これにもとづいて技術基準を策定することは不可能である。 4. 屋外PLCによりHF帯の通信に重大な障害が発生すること 屋内PLCによっても障害が発生していることが知られている。これまで苦情が少ないのは、単にPLC機器がほとんど利用されていないからにすぎない。
510	個人	屋内での利用ですら、他の通信に影響があると見聞きしたことがあります。 そもそも電力線は通信を行うため漏洩をさせないような構造になっているのでしょうか。
511	個人	改正に反対します。 理由:無線LAN等代替ツールが存在しているにも関わらず、さしたる利用計画も無いのに、屋外利用のための規定改正により、電波環境の悪化を招くため。現状でも、社会活動により電波環境が悪化しており、これ以上の悪化を食い止めるためにも、必要性の少ない、更なる悪化要因は排除すべきと考える。
512	個人	この案に反対します。 現状の屋内のみで使用していても住宅密集地では海外放送の短波放送の受信に影響が出ています。屋外で許可された場合には、影響は計り知れないと考えます。
513	個人	本案件に関して、進めていく方向には基本的には、反対です。 屋外線は、微弱電波を扱う(憲法で保障されている学問の自由である天体学としての「天体観測」を含め、個人的趣味であるアマチュア無線、加えて、社会的インフラで急速に発展している携帯電話(含、無線LANなど)にも影響を与えてしまうおそれが非常に非常に強いからです。それは、これまでの研究報告、発表、貴省関連委員会等での意見等々からも明らかとなっています。 もし実施するならば、PLCメーカー、施工業者、施工主、等々、実施希望側での電力線(高圧送電線を含むかも? 施工実施施設(会社、家など)から受電設備(変電設備)まで)の完全シールド電力線への交換経費、影響を受けている(被害者)側電力線のPLC遮断設備や工事対策などを事務付けていただきたいと考えています。その場合の、その汚染源となる装置の検出、除去、などは電波法(電気通信法)などにきちんと管理されるかどうか、まったくもって不明です。電監がそこまで対応できる体制(予算措置を含む)など、明らかにさせて欲しいところです。
514	個人	屋外PLCに断固反対します。 屋内PLCにおいても屋外にノイズが漏れている状況で、さらにその基準を元にレベルを設定して屋外に設置するということが理解できません。 ノイズ公害を発生させないでください。
515	個人	今回の電波法施行規則等の一部を改正する省令案については、全てに反対いたします。 短波帯利用者(既得権者)に対しての配慮が全くなく、規格を逸脱した機器メーカーおよび設置業者への対応も明確ではありません。 昨今規格外の機器を設定されて、電波法では対応できずに被害者になる短波帯利用者が多くなり、また知らずに設置した消費者が加害者になっており、機器メーカーおよび設置業者だけが利益を得るようなこんなゆがんだ経済発展はこまります。

516	個人	われわれアマチュア無線を楽しんでいる多くのものにたいして、このようなものが認可されると今でも都市雑音が多いのに、いっそう雑音が多くなり短波が使えなくなる恐れが充分予想されます。電力線を使つての情報伝送は必要ないと考えています。 屋内でも大変迷惑しています。絶対に認可しないよう重ねて御願い致します。	
517	個人	雑音を出さない技術が確立されていない状態での実施は人類が放射線をコントロール出来ていない原発利用と同じ状況だと思います。目先の便利効果だけに期待しているとやがて大きな被害を生むことになると思います。 電子機器を利用しているあらゆる設備に影響が出て損失が出ると予想します。	
518	個人	現在のAMラジオの受信状態も悪化の一途を辿っており、街中ではノイズが酷いです。日本の漏洩電波の規格は緩すぎます。世界基準にすべきなのに更に緩めるのは反対です。冷蔵庫からの電波漏れも規格が緩いので、日本向けだけはノイズフィルターも点いていない物が市場に出ています。ひかりケーブルに指導して改めるべきだと思います。	
519	個人 他31件	広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用に係る省令等改正案について反対します。	
551	個人	広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用に強く反対します。 現在のNTTなどの通信費用の価格改定が先だと考えます。	今回の省令改正案は、広帯域PLC設備の利用範囲をこれまでの屋内から、電気使用者の引込口における分電盤から負荷側に拡大するものであり、送電線等へ拡大するものではありません。
552	個人	PLCを屋外で使用するようになると、短波帯において著しいノイズの原因となる。アマチュア無線以外にも短波帯を使用している放送局も存在しているし、減ったとはいえ漁業無線などいまだ業務局も短波帯を使用している所もある。 そもそも光ケーブルを使用した通信が、かなり価格が下がっている現在、わざわざ磁界による誘導とノイズが耐えず発生している電力線を使用する意義が不明である。磁界の影響を受けやすいということは、通信が遅くなりエラーが増える原因となるだけである。それよりも光ケーブルの敷設をより一層進めたほうが良いのではないかと。光通信は磁界の影響を全く受けず、減衰しても途中で増幅してやれば遠距離でも問題なく高速通信ができる。そういった素晴らしい既存の有線ケーブルがあるのに何故それを利用しないのですか？ 一考をお願いします。	
553	個人	アマチュア無線の短波帯に雑音が入って使えなくなるとの言われています。通信に障害が発生しませんか。 また光通信が主流の時代に、それ以上の転送速度等性能面で優れる通信ができるのでしょうか。既設電線を使えることのコスト面のみを追求する粗雑なシステムを作ることになりませんか。	
554	個人	広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用については、絶対に反対します。 何度も問題になりながら何故またぶり返しているのでしょうか？。圧力団体の勢力があるのですか。 最近では過疎地域まで光ケーブルが張り巡らされ今更電力線を使用したPLCは雑音電波を撒き散らすばかりで、クリーンな電波環境を創りましょう、と電波適正利用推進員協議会でキャンペーンしている意味がありません。 屋外型の認可は電力線がすべて地下に埋設されて、地上の諸施設に影響を与えない限り電波法の改正はすべきではありません。	
555	個人	広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用については、反対です。 広帯域電力線搬送通信設備のは、国の環境にはそぐわないということで、2000年代の初めに結論を出していた記憶しております。しかし経団連などからの圧力で再燃したのでしょうか？それなら困った事態だと思います。 多くの団体が、検討委員会のなかで反対の立場の意見書をだしたのにそれを表に出さず本会議に答申を出したと記憶しております。 最初は、自家用(電気自動車)の充電施設の制御/監視とかで、なぜ、電灯線を使ってやらなければならない筋が通らないように思えます。屋外と言っても「ほんの軒先だけよ」というのは如何なものでしょうか？諸外国でやっているから我が国でもという考えのようです。国によって事情は違うと思いますが、配電線の管理や各戸の電力使用状況把握と積算メータのリモートコントロールを電力会社がというような事なのですが、これもすでに光ケーブル網ができていて超小電力のマイクロ波使用の通信で十分では無いでしょうか？総務省は、クリーンな電波環境を守るといのが大きな使命ではありませんか。多くの通信や実験・観測に妨害を与えるような広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用は、改めて反対します。	
556	個人	屋外PLCの解禁に対して断固反対します。 屋内PLCの解禁の時もそうでしたが、Bluetooth WiFi等の普及に比べ、技術としての筋が悪いのかPLC参入企業の想定以上に普及しているとはとても思えません。むしろ、電波環境の悪化(単発心の妨害、電波天文への影響など)その弊害ばかりが目立つ技術です。今回の屋外PLCについても同様、各方面への弊害は計り知れないものがあります。 当然弊害を受け側からは反対の意見が続出しております。その反対を押し切つてまで実用化が必要なのでしょうか？公衆WiFiやケーブルテレビ、光cableを利用した電話回線の利用などもはや時代遅れとなったPLCよりも優れた代替技術が多く存在しています。 欧米との比較においても地中埋設の電線が標準の欧米と空中配線かつ密集度の高い日本では同等の比較をしているとは言えません。米国については広大な国土かつ人口密度が低いという事情から、PLCの弊害は限定的といえるのではないのでしょうか。 実証実験も行わない上での規制値の決定は拙速であると考えます。国土の狭い日本における屋外PLCは余りにも問題が多すぎます。実証実験を行った上で拙速な結論を出さず、慎重な議論の上に新しい技術動向を勘案した上での法制化を求めます。今回の省令案には反対の意見とさせていただきます。	
557	個人	PLCの屋外利用に反対です。現行のまま屋内利用に限定すべきであり、屋外に拡大すべきではありません。 理由 1. 屋外に拡大利用するメリットが極めて小さい。日本は光ケーブル網が既にかかなりの割合で普及し、複数の事業者による安定した高速通信網が十分に確立しており、今改めてPLCの屋外利用を開始する意義が見いだし難い。NTT等の高速通信のインフラがある。 2. 国中に張り巡らされた電力線から空中に輻射される電波ノイズの増大や、電力線から電源回路を通して直接電子機器へ混入する電子ノイズの増大による悪影響が懸念される。(医療機器、天体観測機器、アマチュア無線機器、家庭用電子機器等) もし、各電子機器がにフィルターやシールド等のノイズ対策追加が必要になれば、製品のコストアップになる。 3. EUやIECを中心とする国際的な潮流は、不要輻射規制の強化等、地球環境への負荷低減であり、今回の屋外利用拡大が将来、国際規格と齟齬をきたし、非関税障壁と非難されないかが懸念される。	
558	個人	「広帯域電力線搬送通信設備(以下PLC)の屋外利用」に強く反対します。 電波天文学、航空無線、船舶通信、アマチュア無線等広範な立場から重大な懸念を抱かれているPLCに対して、それらの懸念を払拭すること無く、ごく一部の企業利益を保護するために強引に推し進める事の国家的利益としての理由がありません。総務省はその立場として、これら一部企業権益を守るのではなく、電波環境保護を重点にするべきです。「高速電力線搬送通信設備作業班」が行った結果報告書の改ざんとそれらに対する日本アマチュア無線連盟からの意見書が無視されるなど極めて悪質な意図が感じられます。なぜここまでして推し進めなければならないのでしょうか？論理的な根拠を求めます。屋外型のPLCが認可された場合を想定してみましよう。PLCから発する雑音により冒頭に述べた各種通信に与える影響は大であるばかりで無く、逆にその無線通信からPLC側に混信を与えることは必至です。これらの実証実験や評価を十分に行わずして認可された場合、その責任は総務省にあり、莫大な責任を負うこととなります。これらこそ国家として大きな不利益になるものです。そのような社会的な大問題を引き起こしてまでこの屋外型のPLCを実施する意味は全くありません。無線局が納めている電波利用料は電波利用環境を保全するために納めているものです。屋外型PLCが認可されれば電波利用料を納める理由が無くなります。殆ど全ての電柱に光ケーブルが張り巡らしている今、多くの問題を抱えている屋外型PLCを推し進めるのは「愚策」としか言いようがありません。直ちにこれらを中止し、電波環境の保全に努められることを求めます。	

559	個人	<p>2MHz～30MHzの周波数成分を持つ通信用電力を一般の電力線に重畳させ通信を行うものである。通常このような周波数成分を持つ通信の信号の伝送はその信号が電磁波として漏洩しないように遮蔽電線やインピーダンス整合の取れた平衡電線などが用いられる。電力線搬送では電力線は高周波的に遮蔽されておらず、また平衡ではない回路であり、電磁波の漏洩には考慮されていない。また、接続される機器は負荷条件がまちまちで、かつスイッチング方式のレギュレータやインバータ装置等負荷自体から発生するノイズがあり、伝送電力も対応のパワーが必要である。また、電力線に接続される機器の電源開閉は回路の片側で行われることも多く、高周波的には不平衡回路となり電力線自体がアンテナとなる。</p> <p>2MHz～30MHzは短波帯として放送、業務、アマチュア無線などに使用されている。これらの通信機器と電力線との距離は離れてはおらず、微弱であれ影響を与えることは容易に予測できる。また、2MHz～30MHzの周波数帯の通信は現状において衛星通信やマイクロ波などの通信に取って代わり不要な帯域であり電力線搬送の漏洩電波の放射は社会生活に問題を起さないと考えがある。しかしこの周波数帯は自然現象(電離層反射)による国内外との通信が行える唯一の周波数帯である。災害時や緊急通信などの対応、将来新たに開発されるかもしれないこの周波数帯の有効利用などのためにもこの周波数帯を使用できる環境を維持することは重要である。そのためには今回の実質的な屋外でのこの周波数帯を用いた電力線搬送を許可する法的規制を行うことに反対する。スマートメータなどとの通信は現状のインフラで多く設置されている光ケーブルやADSLなどの専用通信線を用いることで対応は十分可能である。現にガスの自動検針などはそれで行われている。近年この周波数帯における無線通信を目的とした信号以外の種々の機器からの不要輻射は増大している。電力線という無線伝送路でない回路での高周波伝送は工学的にも許されるものではなく、これが実施されるとこの周波数帯は使えなくなるが大いにあり得る。これは、我々の電波という社会資産の破棄に等しい。</p>
560	個人	<p>HF帯へのノイズの増加は管理の無い状態でLED灯、太陽光発電器、インバーター、コンピュータ関連機器からも無管理の為、3m方で500μV(国際的な規格)をはるかに超えている日本の現状が有ります。ましてや、海外ではスマートメータなどの電線を利用した広帯域通信にはHFは適さない為にBPL(Broad band over power line)で2.4Ghz帯でやっています、それらの部品も既に販売されています。日本だけこの様なHF帯を利用して市中にノイズをバラまくなど製造メーカー優先のむちゃくちゃな企画を通そうとしている事には、大変大きな問題がHF帯利用者に妨害ノイズ障害を与え、訴訟となった場合、膨大な費用が発生すると予想されます、既にHF帯のノイズ増加は現実のものでそれを解決せずに、この様なHF帯でのPLCはメーカー希望優先し、HF帯利用者の意見を無視したものととなります。是非海外にならってBPLへの企画変更をお願いするものです。</p>
561	個人	<p>屋外PLC利用の解禁に反対します。</p> <p>ガス、水道、電力の計量器を検針員ではなく既設の屋外電灯線等を利用して自動検針したいという公共サービス企業が受益するメリットは認めるところではありますが、一方、電波利用環境の悪化に対する懸念は払拭されていません。電波審議会における議事録を閲覧しましたが科学技術的な議論とは到底思われない内容であり屋外PLC利用有りきの前提で進められていた感があります。述べるまでもなく電波は国民の公共財であり電波の利用環境の健全性は保たれなければなりません。PLC機器製造メーカーや公共サービス企業が得るメリットと国民全体が受けるデメリットについて金銭的な面について単純な比較を行うことは無意味です。さらに技術的な観点においてPLCは無線LANに対して何も優位性を持っていません。現状のPLC技術は短波帯から超短波帯に渡る広域の不要輻射をもたらすことが分かっています。また屋内配線か屋外配線を問わず現実に架線されている電灯線は千差万別であり簡略化されたモデルケースで議論すべき事案ではありえません。純粋な技術上の問題としても不明な点が多いPLC技術は安易に社会へ導入されるべきものではないと考えます。いったん野に放たれてしまえば後日に問題を解消しようとしても容易でないことは明らかです。新たな公害が発生しないことを切に望みます。</p>